

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
第1類 動物(生きているものに限る。)				第1類 動物(生きているものに限る。)					
注				注					
1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物(生きているものに限る。)を含む。				1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物(生きているものに限る。)を含む。					
(a) 第03.01項、第03.06項、 <u>第03.07項又は第03.08項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</u>				(a) 第03.01項、第03.06項又は <u>第03.07項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</u>					
(b) 及び(c) (省略)				(b) 及び(c) (同左)					
01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)		01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)				
		- 馬		0101.10	<u>000</u>	- 純粹種の繁殖用のもの	NO		
<u>0101.21</u>	<u>000</u>	<u>- - 純粹種の繁殖用のもの</u>							
<u>0101.29</u>	<u>000</u>	<u>- - その他のもの</u>							
<u>0101.30</u>	<u>000</u>	<u>- ろ馬</u>							
0101.90		(省略)		0101.90		(同左)			
01.02		牛(生きているものに限る。)		01.02	牛(生きているものに限る。)				
		- 家畜のもの		0102.10	<u>000</u>	- 純粹種の繁殖用のもの	NO		
<u>0102.21</u>	<u>000</u>	<u>- - 純粹種の繁殖用のもの</u>							
<u>0102.29</u>	<u>000</u>	<u>- - その他のもの</u>							
		- 水牛							
<u>0102.31</u>	<u>000</u>	<u>- - 純粹種の繁殖用のもの</u>							
<u>0102.39</u>	<u>000</u>	<u>- - その他のもの</u>							
0102.90		(省略)		0102.90		(同左)			
01.05		家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)		01.05	家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0105.11	- 1羽の重量が185グラム以下のもの (省略)			0105.11	- 1羽の重量が185グラム以下のもの (同左)		
0105.12	(省略)			0105.12	(同左)		
0105.13 000	<u>- - あひる</u>	NO		0105.19 000	<u>- - その他のもの</u>		NO
0105.14 000	<u>- - がちょう</u>	NO					
0105.15 000	<u>- - ほろほろ鳥</u>	NO			- その他のもの		
	- その他のもの						
0105.94	(省略)			0105.94	(同左)		
0105.99	(省略)			0105.99	(同左)		
01.06	その他の動物(生きているものに限る。) <u>- 哺乳類</u>			01.06	その他の動物(生きているものに限る。) <u>- 哺乳類</u>		
0106.11	(省略)			0106.11	(同左)		
0106.12 000	<u>- - くじら目、海牛目及び鰐脚下目</u>	NO		0106.12 000	<u>- - くじら目及び海牛目</u>		NO
0106.13 000	<u>- - らくだ科</u>	NO			(新規)		
0106.14 000	<u>- - うさぎ</u>	NO			(新規)		
0106.19	(省略)			0106.19	(同左)		
0106.20	(省略)			0106.20	(同左)		
	<u>- 鳥類</u>				<u>- 鳥類</u>		
0106.31 000	<u>- - 猛禽類</u>	NO		0106.31 000	<u>- - 猛禽類</u>		NO
0106.32	(省略)			0106.32	(同左)		
0106.33 000	<u>- - エミュー(ドロマイウス・ノヴァイホルランディア イ)及びだちよう</u>	NO			(新規)		
0106.39	(省略)			0106.39	(同左)		
	<u>- 昆虫類</u>				(新規)		
0106.41 000	<u>- - 蜂</u>	NO			(新規)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0106.49	000	- - その他のもの (省略)	NO	0106.90	(新規) (同左)		
0106.90							

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号		品名	単位	統計番号		品名	単位
02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	
0207.11		(省略)		0207.11		(同左)	
0207.27		-あひるのもの		0207.27		-あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの	
<u>0207.41</u>	<u>000</u>	<u>-分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>	<u>KG</u>	<u>0207.32</u>	<u>000</u>	<u>-分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>	<u>KG</u>
<u>0207.42</u>	<u>000</u>	<u>-分割しないもの(冷凍したものに限る。)</u>	<u>KG</u>	<u>0207.33</u>	<u>000</u>	<u>-分割しないもの(冷凍したものに限る。)</u>	<u>KG</u>
<u>0207.43</u>	<u>000</u>	<u>-脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>	<u>KG</u>	<u>0207.34</u>	<u>000</u>	<u>-脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>	<u>KG</u>
<u>0207.44</u>	<u>000</u>	<u>-その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>	<u>KG</u>	<u>0207.35</u>	<u>000</u>	<u>-その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>	<u>KG</u>
<u>0207.45</u>	<u>000</u>	<u>-その他のもの(冷凍したものに限る。)</u>	<u>KG</u>	<u>0207.36</u>	<u>000</u>	<u>-その他のもの(冷凍したものに限る。)</u>	<u>KG</u>
		-がちょうのもの					
<u>0207.51</u>	<u>000</u>	<u>-分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>	<u>KG</u>				
<u>0207.52</u>	<u>000</u>	<u>-分割しないもの(冷凍したものに限る。)</u>	<u>KG</u>				
<u>0207.53</u>	<u>000</u>	<u>-脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>	<u>KG</u>				
<u>0207.54</u>	<u>000</u>	<u>-その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>	<u>KG</u>				
<u>0207.55</u>	<u>000</u>	<u>-その他のもの(冷凍したものに限る。)</u>	<u>KG</u>				
<u>0207.60</u>	<u>000</u>	<u>-ほろほろ鳥のもの</u>	<u>KG</u>				
02.08		その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又		02.08		その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又	

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号		品名	単位	統計番号		品名	単位
0208.10		は冷凍したものに限る。 ) (省略)		0208.10		は冷凍したものに限る。 ) (同左)	
0208.30		(省略)		0208.30		(同左)	
0208.40	000	- <u>くじら目のもの、海牛目のもの及び鰐脚下目のもの</u> (省略)	K G	0208.40	000	- <u>くじら目のもの及び海牛目のもの</u> (同左)	K G
0208.50		(新規)		0208.50		(同左)	
0208.60	000	- <u>らくだ科のもの</u> (省略)	K G	0208.90		(同左)	
0208.90				0208.90			
02.09		<u>家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪</u> (溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。 )		02.09		<u>家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪</u> (溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。 )	
0209.10	000	- <u>豚のもの</u>	K G	0209.00	000	(同左)	K G
0209.90	000	- <u>その他のもの</u>	K G				
02.10		肉及び食用のくず肉 (塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。 ) 並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		02.10		肉及び食用のくず肉 (塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。 ) 並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	
0210.11	↓	(省略)		0210.11	↓	(同左)	
0210.20		- その他のもの (肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。 )		0210.20		- その他のもの (肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。 )	
0210.91		(省略)		0210.91		(同左)	
0210.92	000	- - <u>くじら目のもの、海牛目のもの及び鰐脚下目のもの</u> (省略)	K G	0210.92	000	- - <u>くじら目のもの及び海牛目のもの</u> (同左)	K G
0210.93				0210.93			

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0210.99	(省略)			0210.99	(同左)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
03.01	魚(生きているものに限る。) - 観賞用の魚 - - 淡水魚 - - - 金魚 - - - その他のもの - - その他のもの - その他の魚(生きているものに限る。)		K G	03.01 0301.10 100 900 000	魚(生きているものに限る。) - 観賞用の魚 - - 金魚 - - その他のもの - その他の魚(生きているものに限る。)		K G
0301.11							
0301.19			K G				
0301.91	(省略)			0301.91	(同左)		
0301.92	(省略)			0301.92	(同左)		
0301.93	000 - - こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラ シウス、クテノファリュンゴドン・イデルレス、ミ ユロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタル ミクテュス属又はキルリヌス属のもの)	K G	0301.93 000	- - こい			K G
0301.94	- - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトゥヌス・オ リエンタリス) 100 - - - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス) 200 - - - くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス)	K G K G	0301.94 000	- - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)			K G
0301.95	(省略)			0301.95	(同左)		
0301.99	- - その他のもの 100 - - - たい(たい科のもの) 200 - - - こい 900 - - - その他のもの	K G K G K G	0301.99 100 900	- - その他のもの - - - たい (新規) - - - その他のもの			K G
03.02	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) - さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)			03.02	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) - さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号		品名	単位	統計番号		品名	単位
0302.11		(省略)		0302.11		(同左)	
0302.13	000	- - 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)	K G	0302.12	000	- - 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、 大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	K G
0302.14	000	- - 大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	K G	0302.19		(同左)	
0302.19		(省略) - ひらめ・かれい類(かれい科、 <u>だるまがれい</u> 科、うしのした科、ささうしのした科、スコタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)		0302.21		- ひらめ・かれい類(かれい科、 <u>ひらめ</u> 科、うしのした科、ささうしのした科、スコタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)	
0302.21	↓	(省略)		0302.23		(同左)	
0302.23				0302.23		(新規)	
0302.24	000	- - ターポット(プセタ・マクシマ)	K G	0302.29		(同左)	
0302.29		(省略) - まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)		0302.31		- まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
0302.31	↓	(省略)		0302.34		(同左)	
0302.34				0302.35	000	- - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)	K G
0302.35	100	- - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)	K G				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0302.36	<u>200</u> - - - くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス) (省略)	<u>K G</u>		0302.36	(同左)		
0302.39	(省略) <u>-にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラス イイ)、かたくちいわし(エングラウリス属のもの) 、いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディ ネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス ・スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ ヤボニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラ キュケントロン・カナドゥム)及びめかじき(クス ィフィアス・グラディウス)(肝臓、卵及びしらこを除 く。)</u>			0302.39	(同左)		
				<u>0302.40</u> <u>000</u>	<u>-にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラス イイ。肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>	<u>K G</u>	
				<u>0302.50</u> <u>000</u>	<u>-コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガ ドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除 く。)</u>	<u>K G</u>	
				<u>0302.61</u> <u>000</u>	<u>-その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。) -いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルデ ィネルラ属のもの)</u>	<u>K G</u>	
				<u>0302.62</u> <u>000</u>	<u>-ハドック(メラノグラムス・アイグレフィヌス)</u>	<u>K G</u>	
				<u>0302.63</u> <u>000</u>	<u>-コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)</u>	<u>K G</u>	
0302.41	<u>000</u> - - にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラ スイイ)	<u>K G</u>		<u>0302.64</u> <u>000</u>	<u>- -さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・ア ウストラシクス及びスコムベル・ヤボニクス)</u>	<u>K G</u>	
0302.42	<u>000</u> - - かたくちいわし(エングラウリス属のもの)	<u>K G</u>		<u>0302.65</u> <u>000</u>	<u>- -さめ</u>	<u>K G</u>	
0302.43	<u>000</u> - - いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディ ナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサル ディネルラ属のもの)	<u>K G</u>		<u>0302.66</u> <u>000</u>	<u>- -うなぎ(アンギルラ属のもの)</u>	<u>K G</u>	
0302.44	<u>000</u> - - さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・ア ウストラシクス及びスコムベル・ヤボニクス)	<u>K G</u>		<u>0302.67</u> <u>000</u>	<u>- -めかじき(クスィフィアス・グラディウス)</u>	<u>K G</u>	
0302.45	<u>000</u> - - あじ(トラクルス属のもの)	<u>K G</u>		<u>0302.68</u> <u>000</u>	<u>- -めろ(ディソスティクス属のもの)</u>	<u>K G</u>	
0302.46	<u>000</u> - - すぎ(ラキュケントロン・カナドゥム)	<u>K G</u>		<u>0302.69</u>	<u>- -その他のもの</u>		
0302.47	<u>000</u> - - めかじき(クスィフィアス・グラディウス) - さいうお科、あしながたら科、たら科、そこだら科、 かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はう	<u>K G</u>		<u>100</u>	<u>- - -たら(テラグラ属のもの)</u>	<u>K G</u>	
				<u>900</u>	<u>- - -その他のもの</u>	<u>K G</u>	

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0302.51	000	なぎだら科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。) - - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及び ガドウス・マクロケファルス)	KG				
0302.52	000	- - ハドック(メラノグラムス・アイグレフィヌス)	KG				
0302.53	000	- - コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	KG				
0302.54	000	- - ヘイク(メリルシウス属又はウロフュキス属のもの )	KG				
0302.55	000	- - すけそだら(テラグラ・カルコグラムマ)	KG				
0302.56	000	- - ブルーホワイトィング(ミクロメシスティウス・ボ ウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリ ス)	KG				
0302.59	100	- - その他のもの - - -たら(テラグラ属のもの)	KG				
	900	- - -その他のもの - ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パ ンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタ ルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、 カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・ イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及び ヒュポタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの) 、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーク(ラ テス・ニロティクス)及びらいきよ(カンナ属のもの)(肝 臓、卵及びしらこを除く。)	KG				
0302.71	000	- - ティラピア(オレオクロミス属のもの)	KG				
0302.72	000	- - なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス 属又はイクタルルス属のもの)	KG				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0302.73	000	- - こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラ シウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミ ユロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタル ミクテュス属又はキルリヌス属のもの)					
0302.74	000	- - うなぎ(アンギルラ属のもの)	KG				
0302.79	000	- - その他のもの - 他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)	KG				
0302.81	000	- - さめ	KG				
0302.82	000	- - えい(がんぎえい科のもの)	KG				
0302.83	000	- - めろ(ディソスティクス属のもの)	KG				
0302.84	000	- - シーパス(ディケントラルクス属のもの)	KG				
0302.85	000	- - たい(たい科のもの)	KG				
0302.89	000	- - その他のもの	KG				
0302.90	000	- 肝臓、卵及びしらこ	KG	0302.70	000	- 肝臓、卵及びしらこ	KG
03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフ ィレその他の魚肉を除く。) - さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)		03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフ ィレその他の魚肉を除く。) - 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコル ヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ 、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコル ヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ 及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及び しらこを除く。)	
0303.11		(省略)		0303.11		(同左)	
0303.12	000	- - その他の太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ゴルブ スカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュン		0303.19	000	- - その他のもの - その他のさけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)	KG

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0303.13	000	クス・トスカウイストカ、オンコルヒュンクス・キ ストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコル ヒュンクス・ロデュルス) - - 大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フ コ・フコ)	KG	0303.21	000	- - ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキ ス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒ ュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラ エ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒ ュンクス・クリソガステル)	
0303.14	000	- - ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキ ス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒ ュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラ エ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒ ュンクス・クリソガステル)	KG	0303.22	000	- - 大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フ コ・フコ)	KG
0303.19	000	- - その他のもの - テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パン ガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタ ルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、 カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・ イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及び ヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの) 、うなぎ(アンゲイルラ属のもの)、ナイルパーク(ラ テス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの) (肝臓、卵及びしらこを除く。)	KG	0303.29	000	- - その他のもの	KG
0303.23	000	- - テイラピア(オレオクロミス属のもの)	KG			(新規)	
0303.24	000	- - なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス 属又はイクタルルス属のもの)	KG			(新規)	
0303.25	000	- - こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラ シウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミ ュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタル	KG			(新規)	

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0303.26	000	<u>ミクテュス属又はキルリヌス属のもの)</u> - - うなぎ(アンギールラ属のもの)	KG		(新規)		
0303.29	000	- - その他のもの - ひらめ・かれい類(かれい科、 <u>だるまがれい</u> 科、うしのした科、ささうしのした科、 <u>スコフタルムス</u> 科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)	KG		(新規) - ひらめ・かれい類(かれい科、 <u>ひらめ</u> 科、うしのした科、ささうしのした科、 <u>スコフタルミダ</u> 工科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)		
0303.31		(省略)		0303.31		(同左)	
0303.33				0303.33			
0303.34	000	- - ターポット(プセタ・マクシマ)	KG	0303.39	(新規)		
0303.39		(省略) - まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)		0303.41	(同左)		
0303.41		(省略)		0303.41		(同左)	
0303.44				0303.44			
0303.45		- - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス) - - - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス) - - - くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス)	KG	0303.45	000	- - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)	KG
0303.46	100			0303.46		(同左)	
0303.49	200			0303.49		(同左)	
		(省略)					
		(省略)					
		- にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラス イイ)、いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サル ディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサ			- にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラス イイ)及びコッド(ガドウス・モリア、ガドウス・オ ガク及びガドウス・マクロケファルス)(肝臓、卵及		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	<u>ルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコム ブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコム ベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、 すぎ(ラキュケントロン・カナドゥム)及びめかじき (クシィフィアス・グラディウス)(肝臓、卵及びし らこを除く。)</u>			<u>びしらこを除く。)</u>	
0303.51	(省略)		0303.51	(同左)	
0303.53 000	<u>- - いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ ・ピルカルドウス及びサルディノブス属又はサルデ イネルラ属のもの)</u>	K G	0303.52 000	<u>- - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及び ガドウス・マクロケファルス)</u> <u>- めかじき(クシィフィアス・グラディウス)及びめろ (ディソスティクス属のもの)(肝臓、卵及びしらこ を除く。)</u>	K G
0303.54 000	<u>- - さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・ア ウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)</u>	K G	0303.61 000	<u>- - めかじき(クシィフィアス・グラディウス)</u>	K G
0303.55 000	<u>- - あじ(トラクルス属のもの)</u>	K G	0303.62 000	<u>- - めろ(ディソスティクス属のもの)</u> <u>- その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>	K G
0303.56 000	<u>- - すぎ(ラキュケントロン・カナドゥム)</u>	K G	0303.71 000	<u>- - いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ ・ピルカルドウス及びサルディノブス属又はサルデ イネルラ属のもの)</u>	K G
0303.57 000	<u>- - めかじき(クシィフィアス・グラディウス) - さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科 かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はう なぎだら科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>	K G	0303.72 000	<u>- - ハドック(メラノグラムス・アイグレフィヌス)</u>	K G
0303.63 000	<u>- - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及び ガドウス・マクロケファルス)</u>	K G	0303.73 000	<u>- - コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)</u>	K G
0303.64 000	<u>- - ハドック(メラノグラムス・アイグレフィヌス)</u>	K G	0303.74 000	<u>- - さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・ア ウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)</u>	K G
0303.65 000	<u>- - コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)</u>	K G	0303.75 000	<u>- - さめ</u>	K G
0303.66 000	<u>- - ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属の もの)</u>	K G	0303.76 000	<u>- - うなぎ(アングイルラ属のもの)</u>	K G
0303.67 000	<u>- - すけそだら(テラグラ・カルコグラムス)</u>	K G	0303.77 000	<u>- - シーバス(ディケントラルクス・ラブラクス及びデ ィケントラルクス・ünkタトゥス)</u>	K G
0303.68 000	<u>- - ブルーホワイティング(ミクロメシティウス・ポ</u>				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
0303.69	<u>ウタソウ及びミクロメシスティウス・オーストラリス)</u> - - その他のもの <u>100 - - - たら(テラグラ属のもの)</u> <u>900 - - - その他のもの</u> <u>- その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>	<u>KG</u>	0303.78 000 0303.79	<u>- - ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの</u> - <u>- - その他のもの</u> <u>100 - - - さんま</u> <u>200 - - - かじき</u> <u>300 - - - たい</u> <u>400 - - - かつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミスを除く。)</u> <u>500 - - - さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベリ・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクスを除く。)</u> <u>600 - - - たら(テラグラ属のもの)</u> <u>900 - - - その他のもの</u>	<u>KG</u>
0303.81	<u>000 - - さめ</u>	<u>KG</u>	400	<u>- - - かつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミスを除く。)</u>	<u>KG</u>
0303.82	<u>000 - - えい(がんぎえい科のもの)</u>	<u>KG</u>	500	<u>- - - さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベリ・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクスを除く。)</u>	<u>KG</u>
0303.83	<u>000 - - めろ(ディソスティクス属のもの)</u>	<u>KG</u>			
0303.84	<u>000 - - シーパス(ディケントラルクス属のもの)</u>	<u>KG</u>			
0303.89	<u>- - その他のもの</u> <u>100 - - - さんま</u> <u>200 - - - かじき(めかじきを除く。)</u> <u>300 - - - たい(たい科のもの)</u> <u>400 - - - かつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミスを除く。)</u> <u>500 - - - さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベリ・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクスを除く。)</u> <u>900 - - - その他のもの</u>	<u>KG</u>	600 900	<u>- - - たら(テラグラ属のもの)</u> <u>- - - その他のもの</u>	<u>KG</u>
0303.90	<u>000 - 肝臓、卵及びしらこ</u>	<u>KG</u>	0303.80 000	<u>- 肝臓、卵及びしらこ</u>	<u>KG</u>
03.04	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。) - 魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの))		03.04	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。) - 生鮮のもの及び冷蔵したもの	

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	<u>、なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーク(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>		0304.11 000 0304.12 000 0304.19	- - めかじき(クシィフィアス・グラディウス) - - めろ(ディソスティクス属のもの) - - その他のもの	KG KG KG
0304.31 000	<u>- - ティラピア(オレオクロミス属のもの)</u>	KG	100 200 900 0304.21 000 0304.22 000	- - まぐろ - - - ぶり(セリオーラ属のもの) - - その他のもの - 冷凍したフィレ	KG KG KG KG
0304.32 000	<u>- - なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)</u>	KG	0304.29	- - その他のもの	KG
0304.33 000	<u>- - ナイルパーク(ラテス・ニロティクス)</u>	KG	100 200 300	- - さめ - - まぐろ - - - ぶり(セリオーラ属のもの)	KG KG KG
0304.39 000	<u>- - その他のもの</u> <u>- その他の魚のフィレ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>	KG	900	- - その他のもの	KG
0304.41 000	<u>- - 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)</u>	KG			
0304.42 000	<u>- - ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラ</u>	KG			

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

		新		旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0304.43	000	<u>エ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)</u> <u>- - ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)</u>	KG				
0304.44	000	<u>- - さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの</u>	KG				
0304.45	000	<u>- - めかじき(クシフィアス・グラディウス)</u>	KG				
0304.46	000	<u>- - めろ(ディソステイクス属のもの)</u>	KG				
0304.49		<u>- - その他のもの</u>					
	100	<u>100</u> <u>- - - まぐろ</u>	KG				
	200	<u>200</u> <u>- - - ぶり(セリオーラ属のもの)</u>	KG				
	900	<u>900</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u> )	KG				
0304.51	000	<u>- - ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、ケテノファリュンゴドン・イデルレス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフトアルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーク(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)</u>	KG				
0304.52	000	<u>- - サケ科のもの</u>	KG				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0304.53	000	- - さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科 、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又 はうなぎだら科のもの		K G			
0304.54	000	- - めかじき(クスィフィアス・グラディウス)		K G			
0304.55	000	- - めろ(ディソステイクス属のもの)		K G			
0304.59		- - その他のもの					
	100	- - - まぐろ		K G			
	200	- - - ぶり(セリオーラ属のもの)		K G			
	900	- - - その他のもの  - 魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの) 、なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス 属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス ・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリ ュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ ピケウス及びヒュボタルミクテュス属又はキルリヌ ス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナ イルバーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カ ンナ属のもの)のもの)(冷凍したものに限る。)		K G			
0304.61	000	- - ティラピア(オレオクロミス属のもの)		K G			
0304.62	000	- - なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス 属又はイクタルルス属のもの)		K G			
0304.63	000	- - ナイルバーチ(ラテス・ニロティクス)		K G			
0304.69	000	- - その他のもの  - 魚のフィレ(さいうお科、あしながだら科、たら科、 そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこ だら科又はうなぎだら科のもの)(冷凍したものに限		K G			

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0304.71	000 る。)						
	- - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及び ガドウス・マクロケファルス)		KG				
0304.72	000 - - ハドック(メラノグランムス・アイグレフィヌス)		KG				
0304.73	000 - - コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)		KG				
0304.74	000 - - ヘイク(メリルシウス属又はウロフュキス属のもの )		KG				
0304.75	000 - - すけそだら(テラグラ・カルコグランマ)		KG				
0304.79	000 - - その他のもの - その他の魚のフィレ(冷凍したものに限る。)		KG				
0304.81	000 - - 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコ ルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オ ンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス ・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、 大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フ ユ・フコ)		KG				
0304.82	000 - - ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキ ス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュ ンクス・アゲアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラ エ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュ ンクス・クリソガステル)		KG				
0304.83	000 - - ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、う しのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科 又はこけびらめ科のもの)		KG				
0304.84	000 - - めかじき(クスィフィアス・グラディウス)		KG				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0304.85	000	- - めろ(ディソステイクス属のもの)	K G				
0304.86	000	- - にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・バラ スイイ)	K G				
0304.87		- - まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティ ヌス(カツオヌス)・ペラミス)	K G				
	100	- - - まぐろ(トウヌス属のもの)	K G				
	200	- - - かつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス )	K G				
0304.89		- - その他のもの	K G				
	100	- - - さめ	K G				
	200	- - - ぶり(セリオーラ属のもの)	K G				
	900	- - - その他のもの	K G				
		- その他のもの(冷凍したものに限る。)			- その他のもの		
0304.91		(省略)		0304.91	(同左)		
0304.92		(省略)		0304.92	(同左)		
0304.93	000	- - ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、ケテノファリュンゴドン・イデルレス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギイラ属のもの)、ナイルパーク(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)			(新規)		
		- - すけそだら(テラグラ・カルコグランマ)	K G				
0304.94	100	- - - すり身	K G		(新規)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0304.95	<u>900</u> - - - その他のもの - - さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科 、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又 はうなぎだら科のもの（すけそうだら（テラグラ・ カルコグランマ）を除く。）	K G			(新規)		
0304.99	<u>100</u> - - - すり身 <u>900</u> - - - その他のもの <u>000</u> - - その他のもの	K G	K G	0304.99	<u>100</u> - - その他のもの <u>900</u> - - - たらのすり身 - - - その他のもの	K G	K G
03.05	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、 くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		03.05		魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、 くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
0305.10	(省略)		0305.10		(同左)		
0305.20	(省略)		0305.20		(同左)		
	- 魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものとを除く。）		0305.30	000	- 魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものとを除く。）		K G
0305.31	<u>000</u> - - ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なます（ パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイ クタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カル ピオ、カラシウス・カラシウス、ケテノファリュン ゴドン・イデリレス、ミュロファリュンゴドン・ピ ケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌ						

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0305.32	000	ス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、 ナイルパーク(ラテス・ニロティクス)及びらいぎ よ(カンナ属のもの)	KG				
	- - さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科 、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又 はうなぎだら科のもの		KG				
0305.39	000	- - その他のもの  -くん製した魚(フィレを含み、食用の魚のくず肉を除 く。)	KG		-くん製した魚(フィレを含む。)		
0305.41		(省略)		0305.41	(同左)		
0305.42		(省略)		0305.42	(同左)		
0305.43	000	- - ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキ ス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュ ンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラ エ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュ ンクス・クリソガステル)	KG		(新規)		
0305.44	000	- - ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、ケテノファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーク(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	KG		(新規)		
0305.49		(省略)	KG	0305.49	(同左)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0305.51	- 乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したもの除去。）  (省略)			0305.51	- 乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したもの除去。）  (同左)		
0305.59	- - その他のもの			0305.59	- - その他のもの		
100	- - - 煮干	K G		100	- - - 煮干	K G	
900	<u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u>		<u>920</u>	<u>- - - さめのひれ</u>	<u>K G</u>	
				<u>990</u>	<u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u>	
					- 塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚（食用の魚のくず肉を除く。）		
0305.61				0305.61			
↓				↓	(同左)		
0305.63				0305.63			
0305.64	000 - - ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なます（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、ケテノファリュンゴドン・イデルレス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）  (省略)				(新規)		
0305.69				0305.69			
					(同左)		
					(新規)		
0305.71	000 - 魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉 - - ふかひれ	K G			(新規)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0305.72	000	- - 魚の頭、尾及び浮袋	K G		(新規)		
0305.79	000	- - その他のもの	K G		(新規)		
03.06		甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) - 冷凍したもの		03.06	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)		
0306.11		- - いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属 、パヌリルス属又はヤスス属のもの)		0306.11	000	- - いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属 、パヌリルス属又はヤスス属のもの)	K G
	100	- - -くん製したもの	K G				
	900	- - - その他のもの	K G				
0306.12		- - ロブスター(ホマルス属のもの)		0306.12	000	- - ロブスター(ホマルス属のもの)	K G
	100	- - -くん製したもの	K G				
	900	- - - その他のもの	K G				
		(削除)		0306.13	000	- - シュリンプ及びプローン	K G
0306.14		- - かに		0306.14	000	- - かに	K G
	100	- - -くん製したもの	K G				
	900	- - - その他のもの	K G				
0306.15		- - ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギク				(新規)	

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	<u>ス)</u>				
	<u>- - -くん製したもの</u>	<u>K G</u>			
	<u>900 - - -その他のもの</u>	<u>K G</u>			
<u>0306.16</u>	<u>- - コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン(クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの)</u>				(新規)
	<u>100 - - -くん製したもの</u>	<u>K G</u>			
	<u>900 - - -その他のもの</u>	<u>K G</u>			
<u>0306.17</u>	<u>- - その他のシュリンプ及びプローン</u>				(新規)
	<u>100 - - -くん製したもの</u>	<u>K G</u>			
	<u>900 - - -その他のもの</u>	<u>K G</u>			
<u>0306.19</u>	<u>- - その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)</u>		<u>0306.19</u> <u>000</u>	<u>- - その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)</u>	<u>K G</u>
	<u>100 - - -くん製したもの</u>	<u>K G</u>			
	<u>900 - - -その他のもの</u>	<u>K G</u>			
<u>0306.21</u>	<u>- - いせえびその他のいせえひ料のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)</u>		<u>0306.21</u> <u>000</u>	<u>- - いせえびその他のいせえひ料のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)</u>	<u>K G</u>
	<u>100 - - -くん製したもの</u>	<u>K G</u>			
	<u>900 - - -その他のもの</u>	<u>K G</u>			
<u>0306.22</u>	<u>- - ロブスター(ホマルス属のもの)</u>		<u>0306.22</u> <u>000</u>	<u>- - ロブスター(ホマルス属のもの)</u>	<u>K G</u>
	<u>100 - - -くん製したもの</u>	<u>K G</u>			
	<u>900 - - -その他のもの</u>	<u>K G</u>			
<u>0306.24</u>	(削除)		<u>0306.23</u> <u>000</u>	<u>- - シュリンプ及びプローン</u>	<u>K G</u>
	<u>- - かに</u>		<u>0306.24</u> <u>000</u>	<u>- - かに</u>	<u>K G</u>
	<u>100 - - -くん製したもの</u>	<u>K G</u>			

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位		
0306.25	900 - - - その他のもの - - ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギクス) ス)	K G			(新規)			
0306.26	100 - - - くん製したもの 900 - - - その他のもの - - コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン(クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの)	K G K G			(新規)			
0306.27	100 - - - くん製したもの 900 - - - その他のもの - - その他のシュリンプ及びプローン	K G K G			(新規)			
0306.29	100 - - - くん製したもの 900 - - - その他のもの - - その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。) - - - くん製したもの - - - その他のもの	K G K G	0306.29	000 - - その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)		K G		
03.07	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)		03.07	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)並びに水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0307.11	000 - かき - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	K G		0307.10	000 - かき	K G	
0307.19	100 - - その他のもの - - -くん製したもの	K G					
	900 - - - その他のもの	K G					
	- スキャロップ(ペクテン属、クラミス属又はプラコ ペクテン属のもの。いたや貝を含む。)				- スキャロップ(ペクテン属、クラミス属又はプラコ ペクテン属のもの。いたや貝を含む。)		
0307.21	(省略)			0307.21	(同左)		
0307.29	100 - - その他のもの - - -くん製したもの	K G		0307.29	000 - - その他のもの	K G	
	900 - - - その他のもの	K G					
	- い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)				- い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)		
0307.31	(省略)			0307.31	(同左)		
0307.39	100 - - その他のもの - - -くん製したもの	K G		0307.39	000 - - その他のもの	K G	
	900 - - - その他のもの	K G					
	- いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ 及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、 ノトダルス属又はセピオティウチス属のもの)				- いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ 及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、 ノトダルス属又はセピオティウチス属のもの)		
0307.41	(省略)			0307.41	(同左)		
0307.49	- - その他のもの			0307.49	- - その他のもの		
	100 - - - 冷凍したもの	K G		100	- - - 冷凍したもの	K G	
	200 - - -くん製したもの	K G			(新規)		
	900 - - - その他のもの	K G		900	- - - その他のもの	K G	
	- たこ(オクトapus属のもの)				- たこ(オクトapus属のもの)		
0307.51	(省略)			0307.51	(同左)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0307.59	- - その他のもの 100    - - -くん製したもの 900    - - - その他のもの	K G		0307.59 000	- - その他のもの	K G	
0307.60	- かたつむりその他の巻貝 ( <sup>せい</sup> 海棲のものを除く。) 100    - - -くん製したもの 900    - - - その他のもの - クラム、コックル及びアーチシェル (ふねがい科、ア イスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、 きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおかい科 、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい 科、またがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科 のもの)	K G		0307.60 000	- かたつむりその他の巻貝 ( <sup>せい</sup> 海棲のものを除く。)	K G	
							(新規)
0307.71	000    - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	K G					(新規)
0307.79	- - その他のもの 100    - - -くん製したもの 900    - - - その他のもの - あわび (ハリオティス属のもの)	K G					(新規)
0307.81	000    - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	K G					(新規)
0307.89	- - その他のもの 100    - - -くん製したもの 900    - - - その他のもの - その他のもの (軟体動物の粉、ミール及びペレット (食 用に適するものに限る。) を含む。)	K G					(新規)
0307.91	- - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 100    - - -いか (セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロ		0307.91 100	- その他のもの ( <sup>せい</sup> 水棲無脊椎動物 (甲殻類を除く。) の 粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。 ) を含む。) - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの - - -いか (セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロ			

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0307.99	ソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、口 リゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属 のものを除く。 )  (削除)	K G		0307.99	ソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、口 リゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属 のものを除く。 )  <u>- - - ほや</u>  (新規)	K G	
	<u>- - - スキャロップ (いたやがい科のもの。ペクテン属 、クラミス属又はプラコペクテン属のもの及び いたや貝を除く。)</u>	K G	200				<u>K G</u>
	900 - - - その他のもの	K G	900		- - - その他のもの		K G
	- - - その他のもの				- - - その他のもの		
	- - - 冷凍したもの				- - - 冷凍したもの		
	110 - - - - いか (セピア・オフィキナリス、ロシア・マク ロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属 、口リゴ属、ノトダルス属又はセピオティウ チス属のものを除く。 )	K G	110		- - - - いか (セピア・オフィキナリス、ロシア・マク ロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属 、口リゴ属、ノトダルス属又はセピオティウ チス属のものを除く。 )  (新規)	K G	
	<u>120 - - - - スキャロップ (いたやがい科のもの。ペクテン 属、クラミス属又はプラコペクテン属のもの 及びいたや貝を除く。)</u>	K G					
	190 - - - - その他のもの	K G	190		- - - - その他のもの		K G
	<u>- - - -くん製したもの</u>					(新規)	
	<u>210 - - - - 貝柱</u>	K G					
03.08	<u>290 - - - - その他のもの</u>	K G					
	900 - - - その他のもの	K G	900		- - - その他のもの		K G
	<u>水棲無脊椎動物 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限 るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。) 、くん製し</u>					(新規)	

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	<u>た水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）</u> - なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの） - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの - - その他のもの				
0308.11	000	<u>- - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u> <u>- - その他のもの</u>	K G		
0308.19	100	<u>- - -くん製したもの</u>	K G		
	900	<u>- - - その他のもの</u> - うに（パラケントロトウス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの）	K G		
0308.21	000	<u>- - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u> <u>- - その他のもの</u>	K G		
0308.29	100	<u>- - -くん製したもの</u>	K G		
	900	<u>- - - その他のもの</u>	K G		
0308.30		<u>- くらげ（ロピレマ属のもの）</u> - -くん製したもの - - その他のもの	K G		
0308.90	110	<u>- その他のもの</u> - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの - - -ほや	K G		
	190	<u>- - - その他のもの</u>	K G		
	200	<u>- -くん製したもの</u>	K G		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	<u>900</u> <u>- - その他のもの</u>		<u>KG</u>				

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
04.01	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。) (省略)			04.01	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。) (同左)		
0401.10				0401.10			
0401.20	(省略)			0401.20	(同左)		
0401.40 000	<u>- 脂肪分が全重量の6%を超える10%以下のもの</u>	K G		0401.30 000	<u>- 脂肪分が全重量の6%を超えるもの</u>	K G	
0401.50 000	<u>- 脂肪分が全重量の10%を超えるもの</u>	K G					
04.07	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。) - ふ化用の受精卵			04.07 0407.00 000	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)	K G	
0407.11 000	<u>-- 鶏(ガルレス・ドメスティクス)のもの</u>	K G					
0407.19 000	<u>-- その他のもの</u>	K G					
0407.21 000	<u>-- その他の卵(生鮮のものに限る。)</u>	K G					
0407.29 000	<u>-- 鶏(ガルレス・ドメスティクス)のもの</u>	K G					
0407.90 000	<u>-- その他のもの</u>	K G					
	<u>- その他のもの</u>						

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
06.03	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。) - 生鮮のもの			06.03	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。) - 生鮮のもの		
0603.11 、 0603.14 <u>0603.15</u> 000 0603.19 0603.90	(省略) <u>- - イリ(リリウム属のもの)</u> (省略) (省略)		K G	0603.11 、 0603.14 0603.19 0603.90	(同左) (新規) (同左) (同左)		
06.04	植物の葉、枝その他の部分(花及び花芽のいずれも有しないものに限る。)、草、こけ及び地衣(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。) - 生鮮のもの - その他のもの		K G K G	06.04 0604.10 000 0604.91 000 0604.99 000	植物の葉、枝その他の部分(花及び花芽のいずれも有しないものに限る。)、草、こけ及び地衣(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。) - こけ及び地衣 - その他のもの - 生鮮のもの - その他のもの		K G K G

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
07.09	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			07.09	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0709.20	(省略)			0709.20	(同左)		
＼				＼			
0709.70	<u>—その他のもの</u>			0709.70			
0709.91 000	<u>——アーティチョーク</u>	KG		0709.90 000	<u>—その他のもの</u>		KG
0709.92 000	<u>——オリーブ</u>	KG					
0709.93 000	<u>——かぼちゃ類（ククルビタ属のもの）</u>	KG					
0709.99 000	<u>——その他のもの</u>	KG					
07.13	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）			07.13	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）		
0713.10	(省略)			0713.10	(同左)		
0713.20	(省略)			0713.20	(同左)		
	—ささげ属又はいんげんまめ属の豆				—ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
0713.31	(省略)			0713.31			
＼				＼			
0713.33				0713.33	(同左)		
0713.34 000	<u>——パンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）</u>	MT			(新規)		
0713.35 000	<u>——ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）</u>	MT			(新規)		
0713.39	(省略)			0713.39			
＼				＼			
0713.50				0713.50	(同左)		
0713.60 000	<u>—き豆（カヤヌス・カヤン）</u>	MT			(新規)		

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
0713.90	(省略)			0713.90	(同左)		
07.14	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょ その他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、かつてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓			07.14	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょ その他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、かつてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓		
0714.10	(省略)			0714.10	(同左)		
0714.20	(省略)			0714.20	(同左)		
<u>0714.30</u>	<u>000</u>	<u>—ヤム芋（ディオスコレア属のもの）</u>			(新規)		
<u>0714.40</u>	<u>000</u>	<u>—さといも（コロカシア属のもの）</u>			(新規)		
<u>0714.50</u>	<u>000</u>	<u>—アメリカさといも（クサントソマ属のもの）</u>			(新規)		
0714.90	(省略)			0714.90	(同左)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
08.01		ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) - ココヤシの実 (省略)	K G	08.01	0801.11	ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) - ココヤシの実 (同左) (新規)			
0801.11		- 内果皮付きのもの			0801.19		(同左)		
0801.12	000				0801.32				
0801.19		(省略)							
0801.32									
08.02		その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)	K G	08.02	0802.11	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)			
0802.11		(省略)			0802.32		(同左)		
0802.32					0802.40	000	-くり(カスタネア属のもの)	K G	
0802.41	000	- -殻付きのもの	K G		0802.40	000	- -殻を除いたもの		
0802.42	000	- -殻を除いたもの	K G		0802.50	000	-ピスタチオナット	K G	
0802.51	000	- ピスタチオナット	K G		0802.60	000	-マカダミアナット	K G	
0802.52	000	- -殻付きのもの	K G						
0802.61	000	- -殻を除いたもの	K G						
0802.62	000	- マカダミアナット	K G						
0802.70	000	- -殻付きのもの	K G				(新規)		
0802.80	000	- -殻を除いたもの	K G				(新規)		
		- コーラナット(コラ属のもの)	K G						
		- びんろう子	K G						

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0802.90	(省略)			0802.90	(同左)		
08.03	<u>バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)</u>			08.03	<u>バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)</u>		
0803.10 000	<u>- プランテイン</u>	K G		0803.00 000	<u>バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)</u>		K G
0803.90 000	<u>- その他のもの</u>	K G					
08.08	りんご、 <u>梨</u> 及びマルメロ(生鮮のものに限る。)			08.08	りんご、 <u>なし</u> 及びマルメロ(生鮮のものに限る。)		
0808.10	(省略)			0808.10	(同左)		
0808.30 000	<u>- 梨</u>	K G		0808.20 000	<u>- なし</u> 及びマルメロ		K G
0808.40 000	<u>- マルメロ</u>	K G					
08.09	あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、 <u>プラム</u> 及びスロー(生鮮のものに限る。)			08.09	あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、 <u>プラム</u> 及びスロー(生鮮のものに限る。)		
0809.10	(省略)			0809.10	(同左)		
	<u>- さくらんぼ</u>			0809.20 000	<u>- さくらんぼ</u>		K G
0809.21 000	<u>- - サワーチェリー(ブルヌス・ケラスス)</u>	K G					
0809.29 000	<u>- - その他のもの</u>	K G					
0809.30	(省略)			0809.30	(同左)		
0809.40	(省略)			0809.40	(同左)		
08.10	その他の果実(生鮮のものに限る。)			08.10	その他の果実(生鮮のものに限る。)		
0810.10	(省略)			0810.10	(同左)		
0810.20	(省略)			0810.20	(同左)		
0810.30 000	<u>- ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー</u>	K G			(新規)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
0810.40	000	- クランベリー、ビルベリーその他の <u>ヴァキニウム</u> 属の 果実  (省略) (省略)	K G		0810.40	000	- クランベリー、ビルベリーその他の <u>バキニウム</u> 属の果 实  (同左) (同左) (新規)	K G	
0810.50					0810.50				
0810.60					0810.60				
0810.70	000	- 柿	K G		0810.90		- その他のもの	K G	
0810.90	000	- その他のもの	K G			100	- - かき		
						900	- - その他のもの	K G	

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
09.04	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。)及びこしょう属のペッパー (省略)			09.04	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。)及びこしょう属のペッパー (同左)		
0904.11	(省略)			0904.11			
0904.12	—とうがらし属又はピメンタ属の果実			0904.12			
0904.21	000 —乾燥したもの(破碎及び粉碎のいずれもしないものに限る。)	KG		0904.20 000	—とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。)		KG
0904.22	000 —破碎し又は粉碎したもの	KG					
09.05	バニラ豆			09.05			
0905.10	000 —破碎及び粉碎のいずれもしないもの	KG		0905.00 000	バニラ豆		KG
0905.20	000 —破碎し又は粉碎したもの	KG					
09.07	丁子(果実、花及び花梗に限る。)			09.07			
0907.10	000 —破碎及び粉碎のいずれもしないもの	KG		0907.00 000	丁子(果実、花及び花梗に限る。)		KG
0907.20	000 —破碎し又は粉碎したもの	KG					
09.08	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類 —肉ずく			09.08	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類 —肉ずく		
0908.11	000 —破碎及び粉碎のいずれもしないもの	KG		0908.10 000			KG
0908.12	000 —破碎し又は粉碎したもの	KG					
0908.13	—肉ずく花			0908.20 000	—肉ずく花		KG
0908.21	000 —破碎及び粉碎のいずれもしないもの	KG					
0908.22	000 —破碎し又は粉碎したもの	KG					
0908.23	—カルダモン類			0908.30 000	—カルダモン類		KG
0908.31	000 —破碎及び粉碎のいずれもしないもの	KG					

輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名		単位
		I	II				
0908.32	000	—破碎し又は粉碎したもの	KG	09.09			
09.09		アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、ク ミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー (削除)		0909.10	000	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、ク ミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	KG
		—コリアンダーの種		0909.20	000	—アニス又は大ういきようの種	KG
0909.21	000	—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG			—コリアンダーの種	KG
0909.22	000	—破碎し又は粉碎したもの	KG	0909.30	000	—クミンの種	KG
		—クミンの種					
0909.31	000	—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG	0909.40	000	—カラウエイの種	KG
0909.32	000	—破碎し又は粉碎したもの	KG	0909.50	000	—ういきようの種及びジュニパーベリー	KG
0909.61	000	—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG				
0909.62	000	—破碎し又は粉碎したもの	KG				
09.10		しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、 カレーその他の香辛料		09.10		しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、 カレーその他の香辛料	
		—しょうが		0910.10	000	—しょうが	KG
0910.11	000	—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG				
0910.12	000	—破碎し又は粉碎したもの	KG				
0910.20		(省略)		0910.20		(同左)	
0910.30		(省略)		0910.30		(同左)	
		—その他の香辛料				—その他の香辛料	
0910.91		—この類の注1(b)の混合物		0910.91	000	—この類の注1(b)の混合物	
	100	—カレー	KG	0910.99		—その他のも	KG

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
0910.99	<u>900</u> <u>000</u>	<u>――その他のもの</u> <u>――その他のもの</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>	<u>100</u> <u>900</u>	<u>――カレー</u> <u>――その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>

輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
10.01	小麦及びメスリン - デュラム小麦	MT	10.01 1001.10 000	小麦及びメスリン - デュラム小麦	MT
<u>1001.11</u> 000	<u>は播種用のもの</u>				
<u>1001.19</u> 000	<u>- その他のもの</u>	MT	<u>1001.90</u> 000	<u>- その他のもの</u>	MT
	<u>- その他のもの</u>				
<u>1001.91</u> 000	<u>は播種用のもの</u>	MT			
<u>1001.99</u> 000	<u>- その他のもの</u>	MT			
10.02	ライ麦	MT	10.02 1002.00 000	ライ麦	MT
<u>1002.10</u> 000	<u>は播種用のもの</u>				
<u>1002.90</u> 000	<u>- その他のもの</u>	MT			
10.03	大麦及び裸麦	MT	10.03 1003.00 000	大麦及び裸麦	MT
<u>1003.10</u> 000	<u>は播種用のもの</u>				
<u>1003.90</u> 000	<u>- その他のもの</u>	MT			
10.04	オート	MT	10.04 1004.00 000	オート	MT
<u>1004.10</u> 000	<u>は播種用のもの</u>				
<u>1004.90</u> 000	<u>- その他のもの</u>	MT			
10.07	グレーンソルガム	MT	10.07 1007.00 000	グレーンソルガム	MT
<u>1007.10</u> 000	<u>は播種用のもの</u>				
<u>1007.90</u> 000	<u>- その他のもの</u>	MT			
10.08	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 (省略)	10.08 1008.10	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 (同左)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
1008.21 000	- ミレット は - - 播種用のもの	MT		1008.20 000	- ミレット		MT
1008.29 000	- - その他のもの	MT		1008.30	(同 左)		
1008.30	(省 略)				(新 規)		
1008.40 000	- フォニオ(ディギタリア属のもの)	MT			(新 規)		
1008.50 000	- キヌア(ケノボディウム・クイノア)	MT			(新 規)		
1008.60 000	- ライ小麦	MT		1008.90	(同 左)		
1008.90	(省 略)						

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位		品名	単位
11.02	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。) (削除)			11.02 1102.10 1102.20 1102.90	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。) -ライ麦粉 (同左) (同左)
1102.20	(省略)				
1102.90	(省略)				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
12.01	大豆(割つてあるかないかを問わない。)	MT		12.01	大豆(割つてあるかないかを問わない。)	MT	
1201.10	000 —播種用のもの			1201.00	000		
1201.90	000 —その他のもの	MT					
12.02	落花生(煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)	MT		12.02	落花生(いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)	MT	
1202.30	000 —播種用のもの	MT		1202.10	000 —殻付きのもの	MT	
	—その他のもの			1202.20	000 —殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。)	MT	
1202.41	000 ——殻付きのもの	MT					
1202.42	000 ——殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。)	MT					
12.07	その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)	MT		12.07	その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)	MT	
1207.10	000 —油やしの実及びパーム核	MT			(新規)		
	—綿実			1207.20	000 —綿実	MT	
1207.21	000 ——播種用のもの	MT					
1207.29	000 ——その他のもの	MT					
1207.30	000 —ひまの種	MT			(新規)		
1207.40	(省略)	MT		1207.40	(同左)		
1207.50	(省略)	MT		1207.50	(同左)		
1207.60	000 —サフラワー(カルタムス・ティンクトリウス)の種	MT			(新規)		
1207.70	000 —メロンの種	MT			(新規)		
	—その他のもの				—その他のもの		
1207.91	(省略)	MT		1207.91	(同左)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
1207.99	(省略)			1207.99	(同左)		
12.12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュブス変種サティヴム)の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。) —海草その他の藻類 —食用に適するもの			12.12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュブス変種サティヴム)の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。) —海草その他の藻類 —食用のもの(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。)		
1212.21	<u>100</u> ---干しのり(長方形(正方形を含む。)のもの) <u>200</u> ---干しこんぶ <u>300</u> ---ひじき <u>900</u> ---その他のもの <u>000</u> ---その他のもの —その他のもの	T H	K G	1212.20	<u>110</u> ---干しのり(長方形(正方形を含む。)のもの) <u>120</u> ---干しこんぶ <u>130</u> ---ひじき <u>190</u> ---その他のもの <u>900</u> ---その他のもの —その他のもの	T H	K G
1212.29				1212.91	(同左) (新規) (新規) (新規) (同左)		
1212.91	(省略)			1212.99			
1212.92	<u>000</u> ---ローカストビーン(キャロブ)	K G					
1212.93	<u>000</u> ---さとうきび	K G					
1212.94	<u>000</u> ---チコリーの根	K G					
1212.99	(省略)						

## 輸出統計品目表改正

平成 23 年財務省告示第 323 号

新		旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
15.01	豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第02.09項又は第15.03項のものを除く。)			15.01	豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第02.09項又は第15.03項のものを除く。)		
1501.10	000 - ラード	K G		1501.00	- 豚脂	K G	
1501.20	000 - その他の豚脂	K G			- その他のもの	K G	
1501.90	000 - その他のもの	K G		900			
15.02	牛、羊又はやぎの脂肪(第15.03項のものを除く。)			15.02	牛、羊又はやぎの脂肪(第15.03項のものを除く。)		
1502.10	000 - タロー	K G		1502.00	- 牛、羊又はやぎの脂肪(第15.03項のものを除く。)	K G	
1502.90	000 - その他のもの	K G		000			

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品			第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	
注 (省略)			注 (同左)		
号注 1 (省略)			号注 1 (同左)		
2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第3類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。			2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚及び甲殻類は、第三類において同一の慣用名で定める魚及び甲殻類と同一の種に属する。		
16.04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。) 、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 - 魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)		16.04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。) 、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 - 魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)	
1604.11	(省略)		1604.11	(同左)	
1604.16			1604.16	(新規)	
1604.17	<u>000</u> <u>- - うなぎ</u>	<u>K G</u>	1604.19	(同左)	
1604.19	(省略)		1604.20	(同左)	
1604.20	(省略)		1604.30	<u>000</u> <u>- キャビア及びその代用物</u>	<u>K G</u>
1604.31	<u>000</u> <u>- キャビア</u>	<u>K G</u>			
1604.32	<u>000</u> <u>- キャビア代用物</u>	<u>K G</u>			
16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)		16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)	

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
1605.10	(省略)		1605.10	(同左)	
	- シュリンプ及びローン		1605.20	- シュリンプ及びローン	K G
1605.21	000 - 気密容器入りでないもの	K G			
1605.29	000 - その他のもの	K G			
1605.30	(省略)		1605.30	(同左)	
1605.40	(省略)		1605.40	(同左)	
	- 軟体動物		1605.90	- その他のもの	
1605.51	- かき			- - 気密容器入りのもの	
	100 - - - 気密容器入りのもの	K G	120	- - - かき	K G
	900 - - - その他のもの	K G	190	- - - その他のもの	K G
1605.52	000 - - スキヤロップ(いたや貝を含む。)	K G		- - その他のもの	
1605.53	000 - - い貝	K G	910	- - - あわび	K G
1605.54	000 - - いか	K G	920	- - - 貝柱	K G
1605.55	000 - - たこ	K G	930	- - - なまこ(乾燥したものに限る。)	K G
1605.56	000 - - クラム、コックル及びアーチシェル	K G	990	- - - その他のもの	K G
1605.57	000 - - あわび	K G			
1605.58	000 - - かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)	K G			
1605.59	- - その他のもの				
	100 - - - 貝柱	K G			
	900 - - - その他のもの	K G			
	- - その他の水棲無脊椎動物				
1605.61	- - なまこ				
	100 - - - 乾燥したもの	K G			
	900 - - - その他のもの	K G			
1605.62	000 - - うに	K G			
1605.63	000 - - くらげ	K G			

輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
1605.69	000	-- その他のもの	KG				

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
第17類 糖類及び砂糖菓子				第17類 糖類及び砂糖菓子					
注 (省略) 号注 1 第1701.12号、第1701.13号及び第1701.14号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計(旋光度を測定するものに限る。)の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。 2 第1701.13号の物品には、分蜜をすることなく得た甘じや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで69度以上93度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶(不規則な形のものに限る。)のみを有するものである。				注 (同左) 号注 1 第1701.11号及び第1701.12号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計(旋光度を測定するものに限る。)の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。 (新規)					
17.01		甘じや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖(固体のものに限る。) - 粗糖(香味料又は着色料を加えてないものに限る。) (削除) (省略) <u>- - この類の号注2の甘じや糖</u> <u>- - その他の甘じや糖</u>		17.01 <u>1701.11</u> 1701.12	甘じや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖(固体のものに限る。) - 粗糖(香味料又は着色料を加えてないものに限る。) <u>- - 甘じや糖</u> (同左) (新規) (新規) (同左) (同左)		MT MT		
1701.12	<u>000</u>								
1701.13	<u>000</u>								
1701.14	<u>000</u>								
1701.91		(省略)							
1701.99		(省略)							

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
20.03	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ (食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)  (省略) (削除) (省略)		20.03	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ (食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)  (同左)  -トリフ  (同左)	
2003.10			2003.10		
2003.90			2003.20 <u>000</u>		<u>KG</u>
20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)  (省略)		20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)  (同左)	
2008.11			2008.11		
2008.80	- その他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを除く。)を含む。)  (省略)		2008.80	- その他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを除く。)を含む。)  (同左)	
2008.91			2008.91		
2008.93 <u>000</u>	- - クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルポン、 ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ ヴィティスイダイア)	<u>KG</u>			
2008.97 <u>000</u>	- - 混合したもの  (省略)	<u>KG</u>	2008.92 <u>000</u>	- - 混合したもの  (同左)	<u>KG</u>
2008.99			2008.99		
20.09	果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないか)		20.09	果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないか)	

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
2009.11 1 2009.79	を問わない。)  (省略)  <u>- その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)</u>			2009.11 1 2009.79 <u>2009.80</u> <u>000</u>	を問わない。)  (同左)  <u>- その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)</u>		
<u>2009.81</u> <u>000</u>  <u>- - クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルポン、</u> <u>ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・</u> <u>ヴィティスイダイア)ジュース</u> <u>- - その他のもの</u>	  <u>(省略)</u>	L	K G			L	K G
2009.89 000 2009.90		L	K G	2009.90	(同左)		

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧					
統計番号	品名	単位		品名	単位			
		I	II					
第21類 各種の調製食料品			第21類 各種の調製食料品					
注 1及び2 (省略) 3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、ニ以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は <u>食餌療法用</u> の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。			注 1及び2 (同左) 3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、ニ以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜及び果実）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は <u>食餌療法用</u> の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。					

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
第24類 たばこ及び製造たばこ代用品				第24類 たばこ及び製造たばこ代用品					
注 (省略)				注 (同左) (新規)					
<u>1 第2403.11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。</u>									
24.03  <u>2403.11 000</u> <u>2403.19 000</u> 2403.91 2403.99	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス  - 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。 ) - - この類の号注1の水パイプたばこ - - その他のもの  (省略)  (省略)	<u>K G</u>  <u>K G</u>	24.03  <u>2403.10 000</u> 2403.91 2403.99	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス  - 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。 )  (同左)  (同左)	<u>K G</u>				

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
25.28 2528.00	000 <u>天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。)</u> <u>並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの</u>	MT		25.28 2528.10 2528.90	000 000 000 <u>天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。)</u> <u>並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの</u> <u>- 天然のほう酸ナトリウム及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わない。)</u> <u>- その他のもの</u>	MT MT	

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう				第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう		
注	(省略)			注	(同左)		
号注	1~3 (省略)			号注	1~3 (同左)		
4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86の方法による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。				4 第2710.11号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86の方法による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。			(新規)
5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。							
備考				備考			
1 第2710.12号、第2710.19号及び第2710.20号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。				1 第2710.11号及び第2710.19号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。			
(a)~(f) (省略)				(a)~(f) (同左)			
27.10 <u>2710.12</u>	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油ー石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、 <u>バイオディーゼルを含有するもの</u> 及び <u>他の号に該当するものを除く。）</u> — <u>軽質油及びその調製品</u>			27.10 <u>2710.11</u>	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油ー石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、 <u>他の項に該当するものを除く。）</u> — <u>軽質油及びその調製品</u>		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	一一一揮発油				一一一揮発油		
110	一一一ピストン式内燃機関の燃料用のもの	KL	KG	110	一一一ピストン式内燃機関の燃料用のもの	KL	KG
190	一一一その他のもの	KL	KG	190	一一一その他のもの	KL	KG
200	一一一灯油	KL	KG	200	一一一灯油	KL	KG
300	一一一軽油	KL	KG	300	一一一軽油	KL	KG
900	一一一その他のもの	KL	KG	900	一一一その他のもの	KL	KG
2710.19	(省略)			2710.19	(同左)		
2710.20	—石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）				(新規)		
	一一一揮発油						
110	一一一ピストン式内燃機関の燃料用のもの	KL	KG				
190	一一一その他のもの	KL	KG				
200	一一一灯油	KL	KG				
300	一一一軽油	KL	KG				
400	一一一重油	KL	KG				
	一一一潤滑油						
510	一一一絶縁油	KL	KG				
520	一一一焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油（絶縁油を除く。）	KL	KG				
590	一一一その他のもの	KL	KG				
600	一一一グリース	KL	KG				
900	一一一その他のもの	KL	KG				
	一一一廃油				一一一廃油		

輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2710.91	(省略)			2710.91	(同左)		
2710.99	(省略)			2710.99	(同左)		

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機 又は有機の化合物			第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機 又は有機の化合物				
注 (省略) 号注 <u>1 第2852.10号において「化学的に单一のもの」とは、この類の注1(a)から(e)まで及び第29 類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう 。</u>			注 (同左) (新規)				
<u>28.52</u>		<u>水銀の無機又は有機の化合物（化学的に单一であるかな いかを問わないものとし、アマルガムを除く。）</u>	<u>28.52</u>		<u>水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。）</u>		
<u>2852.10</u>	<u>000</u>	<u>- 化学的に单一のもの</u>	<u>2852.00</u>	<u>000</u>			
<u>2852.90</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u>			<u>K G</u>		
		<u>K G</u>					

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新		旧			
統計番号	品名	単位			
		統計番号	品名	単位	
第29類 有機化学品		第29類 有機化学品			
注		注			
1 (省略)		1 (同左)			
2 この類には、次の物品を含まない。		2 この類には、次の物品を含まない。			
(a)~(d) (省略)		(a)~(d) (同左)			
<u>(e) 第30.02項の免疫產品</u>		(新規)			
<u>(f)</u> (省略)		<u>(e)</u> (同左)			
<u>(g)</u> (省略)		<u>(f)</u> (同左)			
<u>(h)</u> (省略)		<u>(g)</u> (同左)			
<u>(i)</u> (省略)		<u>(h)</u> (同左)			
<u>(k)</u> (省略)		<u>(i)</u> (同左)			
<u>(l)</u> (省略)		<u>(k)</u> (同左)			
3~8 (省略)		3~8 (同左)			
29.03 2903.11 ` 2903.39	炭化水素のハロゲン化誘導体  (省略)  - 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)  <u>2903.71</u> <u>000</u> - クロロジフルオロメタン <u>2903.72</u> <u>000</u> - - ジクロロトリフルオロエタン <u>2903.73</u> <u>100</u> - - - 1・1・ジクロロ-1-フルオロエタン (H C F C - 1 4 1 b ) 900 - - - その他のもの	K G K G K G K G	29.03 2903.11 ` 2903.39  - 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)  <u>2903.41</u> <u>000</u> - - トリクロロフルオロメタン (C F C - 1 1 ) <u>2903.42</u> <u>000</u> - - ジクロロジフルオロメタン (C F C - 1 2 ) <u>2903.43</u> <u>000</u> - - トリクロロトリフルオロエタン (C F C - 1 1 3 ) <u>2903.44</u> <u>100</u> - - ジクロロテトラフルオロエタン及びクロロペンタフルオロエタン <u>100</u> - - - ジクロロテトラフルオロエタン (C F C - 1 1 4 )	K G K G K G	

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新		単位		旧		単位	
品名				品名			
統計番号				統計番号			
2903.74		- - クロロジフルオロエタン - - - 1 - クロロ - 1 · 1 - ジフルオロエタン ( H C F ) C - 1 4 2 b )		K G	200	) - - - クロロペンタフルオロエタン ( C F C - 1 1 5 )	K G
	100			K G			
	900	- - - その他のもの		K G			
2903.75	000	- - ジクロロペンタフルオロプロパン		K G			
2903.76		- - プロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオ ロメタン及びジプロモテトラフルオロエタン - - - プロモクロロジフルオロメタン ( ハロン - 1 2 1 1 ) - - - プロモトリフルオロメタン ( ハロン - 1 3 0 1 ) - - - ジプロモテトラフルオロエタン ( ハロン - 2 4 0 2 ) - - その他のペルハロゲン化誘導体 ( ふつ素原子及び塩 素原子のみを有するものに限る。 )		K G			
	100			K G			
	200			K G			
	300			K G			
2903.77				2903.45		- - その他のペルハロゲン化誘導体 ( ふつ素原子及び塩 素原子のみを有するものに限る。 )	
	110	- - - トリクロロフルオロメタン ( C F C - 1 1 )	K G	010		- - - クロロトリフルオロメタン ( C F C - 1 3 )	K G
	120	- - - ジクロロジフルオロメタン ( C F C - 1 2 )	K G	020		- - - ペンタクロロフルオロエタン ( C F C - 1 1 1 )	K G
	130	- - - クロロトリフルオロメタン ( C F C - 1 3 )	K G	030		- - - テトラクロロジフルオロエタン ( C F C - 1 1 2 1 )	K G
	210	- - - ペンタクロロフルオロエタン ( C F C - 1 1 1 )	K G	040		- - - ヘプタクロロフルオロプロパン ( C F C - 2 1 1 1 )	K G
	220	- - - テトラクロロジフルオロエタン ( C F C - 1 1 2 1 )	K G	050		- - - ヘキサクロロジフルオロプロパン ( C F C - 2 1 2 )	K G
	230	- - - トリクロロトリフルオロエタン ( C F C - 1 1 3 1 )	K G	060		- - - ペンタクロロトリフルオロプロパン ( C F C - 2 1 3 )	K G
	240	- - - ジクロロテトラフルオロエタン ( C F C - 1 1 4 1 )	K G	070		- - - テトラクロロテトラフルオロプロパン ( C F C - 2 1 4 )	K G
	250	- - - クロロペンタフルオロエタン ( C F C - 1 1 5 )	K G				
	310	- - - ヘプタクロロフルオロプロパン ( C F C - 2 1 1 )	K G				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	1)			- - - トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-2)	
320	- - - ヘキサクロロジフルオロプロパン(CFC-21) 2)	KG	080	15)	KG
330	- - - ペンタクロロトリフルオロプロパン(CFC-213)	KG	100	- - - ジクロロヘキサフルオロプロパン(CFC-21)	KG
340	- - - テトラクロロテトラフルオロプロパン(CFC-214)	KG	110	- - - クロロヘプタフルオロプロパン(CFC-217)	KG
350	- - - トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215)	KG	900	- - - その他のもの	KG
360	- - - ジクロロヘキサフルオロプロパン(CFC-216)	KG	2903.46	- - - プロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン及びジプロモテトラフルオロエタン	
370	- - - クロロヘプタフルオロプロパン(CFC-217)	KG	100	- - - プロモクロロジフルオロメタン(ハロン-121)	KG
	2)		200	1)	KG
900	- - - その他のもの	KG	300	- - - プロモトリフルオロメタン(ハロン-1301)	KG
2903.78	000	- - その他のペルハロゲン化誘導体	2903.47	2)	KG
2903.79	- - その他のもの		2903.49	- - その他のペルハロゲン化誘導体	KG
	- - メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの			- - その他のハロゲン化誘導体(メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したものに限る。)	
110	- - - - ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)	KG	110	- - - - ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)	KG
120	- - - - クロロテトラフルオロエタン(HCFC-124)	KG	120	- - - - クロロジフルオロメタン(HCFC-22)	KG
190	- - - - その他のもの	KG	130	- - - - ジクロロトリフルオロエタン(HCFC-123)	KG
900	- - - - その他のもの	KG	140	- - - - クロロテトラフルオロエタン(HCFC-124)	KG
			150	- - - - 1・1・ジクロロ-1-フルオロエタン(HC	KG

輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
2903.81 000	- 飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体 - - 1・2・3・4・5・6 - ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO, INN) を含む。)	K G	2903.51 000	<u>F C - 141 b)</u> - - - 1 - クロロ - 1・1 - ジフルオロエタン (HCFC-141b) <u>F C - 142 b)</u> - - - ジクロロペントラフルオロプロパン (HCFC-142b)	K G
2903.82 000	- - アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO)	K G	2903.52 000	- - アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO)	K G
2903.89 000	- - その他のもの - 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	K G	2903.59 000	- - その他のもの - 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	K G
2903.91 000	- - クロロベンゼン、オルト - ジクロロベンゼン及びパラ - ジクロロベンゼン	K G	2903.61 000	- - クロロベンゼン、オルト - ジクロロベンゼン及びパラ - ジクロロベンゼン	K G
2903.92 000	- - ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及びDDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1・トリアクロロ - 2・2・2 - ビス (パラ - クロロフェニル) エタン)	K G	2903.62 000	- - ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及びDDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1・トリアクロロ - 2・2・2 - ビス (パラ - クロロフェニル) エタン)	K G
2903.99 000	- - その他のもの	K G	2903.69 000	- - その他のもの	K G
29.08	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化	29.08		フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化	

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位		
2908.11	誘導体  (省略)  (省略)  - その他のもの  (省略)  <u>- - 4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC (ISO)及びその塩</u>  (省略)	<u>KG</u>	2908.11	誘導体  (同左)	<u>KG</u>	2908.11	誘導体  (同左)	
2908.19			2908.19	(同左)		2908.19	(同左)	
2908.91			2908.91	- その他のもの  (同左)		2908.91	- その他のもの  (同左)	
<u>2908.92</u>	<u>000</u>		<u>2908.92</u>	<u>(新規)</u>		<u>2908.92</u>	<u>(新規)</u>	
2908.99	2908.99		(同左)	2908.99		(同左)		
29.12	29.12		アルデヒド(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	29.12		アルデヒド(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド		
2912.11	2912.11			2912.11		(同左)		
1	1			1				
2912.29	2912.29			2912.29				
	<u>2912.30</u>		<u>000</u>	<u>2912.30</u>		<u>000</u>		
				- アルデヒドアルコール - アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド				
2912.41	2912.41				2912.41			
1	1				1			
2912.60	2912.60				2912.60			
29.14	ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		29.14	ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
2914.11 । 2914.19	(省略)  - 飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン(他の酸素官能基を有しないものに限る。)  (削除)		2914.11 । 2914.19	(同左)  - 飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン(他の酸素官能基を有しないものに限る。)  <u>2914.21</u> <u>000</u> <u>- - しよう脳</u>	
2914.22 । 2914.70	(省略)		2914.22 । 2914.70	(同左)	<u>K G</u>
29.16	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  - 不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		29.16	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  - 不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
2916.11 । 2916.15 <u>2916.16</u> <u>000</u> 2916.19 2916.20	(省略)  <u>- - ピナパクリル(ISO)</u>  (省略)  (省略)  - 芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	<u>K G</u>	2916.11 । 2916.15 2916.19 2916.20	(同左)  (新規)  (同左)  (同左)  - 芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	

輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
2916.31 、 2916.34	(省略)  (削除) (削除) (省略)			2916.31 、 2916.34 2916.35 2916.36	- - フェニル酢酸のエステル - - ピナパクリル(ISO) (同左)		
2916.39				2916.39	(同左)		KG KG
29.31	<u>その他のオルガノインオルガニック化合物</u>			29.31			
2931.10 000	<u>- テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛</u>	KG	2931.00 000	<u>その他のオルガノインオルガニック化合物</u>			KG
2931.20 000	<u>- トリプチルすず化合物</u>	KG					
2931.90 000	<u>- その他のもの</u>	KG					
29.32	複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)			29.32	複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)		
2932.11 、 2932.19	(省略)			2932.11 、 2932.19	(同左)		
2932.20 000	<u>- ラクトン</u>	KG		2932.21 000	<u>- ラクトン</u>		KG
				2932.29 000	<u>- - クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン</u> <u>- - その他のラクトン</u>		KG
2932.91 、 2932.99	(省略)			2932.91 、 2932.99	(同左)		
29.37	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有す)			29.37	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有す)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
2937.11 ①	る合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)			2937.11 ①	る合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)		
2937.29	(省略)  (削除)  (削除)  (削除)  (省略)  (省略)			2937.29	- カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物  2937.31 000 - - エピネフリン 2937.39 000 - - その他のもの 2937.40 000 - アミノ酸誘導体		GR GR GR
2937.50	(省略)			2937.50	(同左)		
2937.90	(省略)			2937.90	(同左)		
29.39	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			29.39	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
2939.11 ①	(省略)			2939.11 ①	(同左)		
2939.30	- エフェドリン類及びその塩			2939.30	- エフェドリン類及びその塩		
2939.41 ①	(省略)			2939.41 ①	(同左)		
2939.43				2939.43			
2939.44 000	<u>- - ノルエフェドリン及びその塩</u>	KG		2939.49	(新規)		
2939.49							

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
1 2939.99	(省略)			1 2939.99	(同左)		

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第30類 医療用品			第30類 医療用品				
注			注				
1 この類には、次の物品を含まない。			1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) (省略)			(a) (同左)				
(b) <u>喫煙者の禁煙補助用の調製品(例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ(経皮投与剤))(第21.06項及び第38.24項参照)</u>			(新規)				
(c) (省略)			(b) (同左)				
(d) (省略)			(c) (同左)				
(e) (省略)			(d) (同左)				
(f) (省略)			(e) (同左)				
(g) (省略)			(f) (同左)				
(h) (省略)			(g) (同左)				
2 第30.02項において「免疫産品」とは、单クローニング抗体(MAB)、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン(IFN)、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子(TNF)、成長因子(GF)、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子(CSF)その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質(第29.37項の物品を除く。)をいう。			2 第30.02項において「変性免疫産品」とは、单クローニング抗体、抗体フラグメント、抗体複合体及び抗体フラグメント複合体のみをいう。				
3及び4 (省略)			3及び4 (同左)				
30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び <u>免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。)並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品</u>		30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び <u>変性免疫産品(生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。)並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品</u>			
3002.10 000	- 免疫血清その他の血液分画物及び <u>免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。)</u>		3002.10 000	- 免疫血清その他の血液分画物及び <u>変性免疫産品(生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない)</u>			

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
3002.20 } 3002.90	のであるかないかを問わない。) (省略)	K G		3002.20 } 3002.90	。) (同左)		K G

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
37.02		感光性のロール状写真用フィルム(露光しないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光しないものに限る。)			37.02		感光性のロール状写真用フィルム(露光しないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光しないものに限る。)		
3702.10		(省略)			3702.10		(同左)		
3702.44		- その他のフィルム(カラー写真用のもの(ポリクローム)に限る。)			3702.44		- その他のフィルム(カラー写真用のもの(ポリクローム)に限る。)		
<u>3702.52</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が16ミリメートル以下のもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>	<u>3702.51</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートル以下のもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>
3702.53		(省略)			3702.52		<u>- - 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>
3702.56		- その他のもの			3702.53		(同左)		
<u>3702.96</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>	<u>3702.91</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>
<u>3702.97</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>	<u>3702.93</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>
<u>3702.98</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が35ミリメートルを超えるもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>	<u>3702.94</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>
					<u>3702.95</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が35ミリメートルを超えるもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第38類 各種の化学工業生産品			第38類 各種の化学工業生産品				
注			注				
1及び2 (省略)			1及び2 (同左)				
3 第38.24項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。			3 第38.24項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。				
(a)~(c) (省略)			(a)~(c) (同左)				
(d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液及び修正テープ (第96.12項のものを除く。)			(d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液				
(e) (省略)			(e) (同左)				
4~6 (省略)			4~6 (同左)				
7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂(使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。			(新規)				
号注			号注				
1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。			1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。				
アルドリン(ISO)、ビナパクリル(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフエン)、カプタホール(ISO)、クロルデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1・1・1・トリクロロ-2・2・ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC(ISO))及びその塩、ジノセブ(ISO)並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン(ISO)(1・2-ジブロモエタン)、二塩化エチレン(ISO)(1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、水銀化合物、メタミドホス(ISO)、モノクロトホス(ISO)、オキシラン(エチレンオキシド)、パラチオン(ISO)、パラチオンメチル(ISO)(メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール(ISO)、ホスファミドン(ISO)			アルドリン(ISO)、ビナパクリル(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフエン)、カプタホール(ISO)、クロルデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1・1・1・トリクロロ-2・2・ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、ジノセブ(ISO)並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン(ISO)(1・2-ジブロモエタン)、二塩化エチレン(ISO)(1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、水銀化合物、メタミドホス(ISO)、モノクロトホス(ISO)、オキシラン(エチレンオキシド)、パラチオン(ISO)、パラチオンメチル(ISO)(メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール(ISO)、ホスファミドン(ISO)				

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	チルパラチオン)、ペンタクロロフェノール(ISO)並びにその塩及びエステル、ホスフ アミドン(ISO)、2・4・5-T(ISO)(2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル並びにトリプチルすず化合物 <u>第3808.50号には、ペノミル(ISO)、カルボフラン(ISO)及びチラム(ISO)</u> <u>の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。</u>				SO)並びに2・4・5-T(ISO)(2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸)並びに その塩及びエステル		
2 (省略)				2 (同左)			
38.25	化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる残留物 (他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄物、下水 汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物			38.25	化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる残留物 (他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄物、下水 汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物		
3825.10				3825.10			
3825.90				3825.90			
<u>38.26</u>						(新規)	
<u>3826.00</u> 000	<u>バイオディーゼル及びその混合物(石油又は歴青油の含 有量が全重量の70%未満のものに限る。)</u>	KL	KG				

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
41.01	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)			41.01	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)		
4101.20	000 - 全形の原皮( <u>スプリットしないもので、重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。</u> ) (省略) (省略)	K G		4101.20	000 - 全形の原皮(重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。) (同左) (同左)	K G	
4101.50		4101.50					
4101.90		4101.90					

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品			第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品				
注 <u>1</u> この類において「革」には、シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)、パントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。 <u>2</u> (省略) <u>3</u> (A) 第42.02項には、 <u>2</u> の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省略) (B) (省略) <u>4</u> (省略)			注 (新規) <u>1</u> (同左) <u>2</u> (A) 第42.02項には、 <u>1</u> の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (同左) (B) (同左) <u>3</u> (同左)				
42.02	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしゃれ入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用纖維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 - トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他		42.02	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしゃれ入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用纖維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 - トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他			

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新						旧					
統計番号		品名	単位		統計番号	品名		単位			
4202.11	000	これらに類する容器 - - 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	NO	K G	4202.11	000	これらに類する容器 - - 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテント レザー製のもの			NO	K G
4202.12		(省略)			4202.12		(同左)				
4202.19		(省略)			4202.19		(同左)				
4202.21	000	- ハンドバッグ(取手が付いていないものを含むものと し、肩ひもが付いているかいかを問わない。) - - 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	NO	K G	4202.21	000	- ハンドバッグ(取手が付いていないものを含むものと し、肩ひもが付いているかいかを問わない。) - - 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテント レザー製のもの				
4202.22		(省略)			4202.22		(同左)				
4202.29		(省略)			4202.29		(同左)				
4202.31	000	- ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 - - 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	D Z	K G	4202.31	000	- ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 - - 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテント レザー製のもの				
4202.32		(省略)			4202.32		(同左)				
4202.39		(省略)			4202.39		(同左)				
4202.91	000	- その他のもの - - 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	D Z	K G	4202.91	000	- その他のもの - - 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテント レザー製のもの				
4202.92		(省略)			4202.92		(同左)				
4202.99		(省略)			4202.99		(同左)				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第44類 木材及びその製品並びに木炭			第44類 木材及びその製品並びに木炭				
注 (省略)			注 (同左)				
号注 1 第4401.31号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物(例えば、削りくず、のこくず及びチップ)で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの(直径が25ミリメートル以下で、長さが100ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。)をいう。			号注 (新規) 1 (同左)				
44.01	のこくず及び木くず(棒状、プリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材  (省略)		44.01	のこくず及び木くず(棒状、プリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材  (同左)			
4401.10			4401.10				
4401.22	- のこくず及び木くず(棒状、プリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)  - - 木質ペレット - - その他のもの	MT	4401.22	- のこくず及び木くず(棒状、プリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)  (同左)	MT		
4401.31			4401.30				
4401.39			000				
44.03			44.03				
4403.10	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)  (省略)		4403.10	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)  (同左)			

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
4403.20	(省略) - その他のもの(この類の <u>号注2</u> の熱帯産木材のものに限る。)		4403.20	(同左) - その他のもの(この類の <u>号注1</u> の熱帯産木材のものに限る。)	
4403.41 ↓ 4403.99	(省略)		4403.41 ↓ 4403.99	(同左)	
44.07	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)		44.07	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)	
4407.10	(省略) - 热帯産木材(この類の <u>号注2</u> のものに限る。)のもの		4407.10	(同左) - 热帯産木材(この類の <u>号注1</u> のものに限る。)のもの	
4407.21 ↓ 4407.99	(省略)		4407.21 ↓ 4407.99	(同左)	
44.08	化粧ばり用单板(積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。)、合板用单板、これらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材(厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)		44.08	化粧ばり用单板(積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。)、合板用单板、これらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材(厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)	
4408.10	(省略) - 热帯産木材(この類の <u>号注2</u> のものに限る。)のもの		4408.10	(同左) - 热帯産木材(この類の <u>号注1</u> のものに限る。)のもの	
4408.31			4408.31		

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
4408.90	(省略)			4408.90	(同左)		
4412.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 (省略)			4412.10	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 (同左)		
4412.10	- その他の合板(木材(竹製のものを除く。)の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)			4412.31	- その他の合板(木材(竹製のものを除く。)の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)		
4412.31	000	CM	SM	000	- - 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(この類の <u>号注2</u> のものに限る。)のもの	CM	SM
4412.32	(省略)			4412.32	(同左)		
4412.99				4412.99			

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
47.06	古紙パルプ及びその他の纖維素繊維を原料とするパルプ			47.06	古紙パルプ及びその他の纖維素繊維を原料とするパルプ		
4706.10	(省略)			4706.10	(同左)		
\				\			
4706.30	- その他のもの			4706.30	- その他のもの		
4706.91	(省略)			4706.91	(同左)		
4706.92	(省略)			4706.92	(同左)		
4706.93	000 - - <u>機械的及び化学的工程の組合せにより製造したもの</u>	MT		4706.93 000	- - <u>セミケミカルパルプ</u>	MT	

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品			第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品				
注			注				
1 (省略)			1 (同左)				
2 この類には、次の物品を含まない。			2 この類には、次の物品を含まない。				
(a)~(o) (省略)			(a)~(o) (同左)				
(p) 第95類の物品 (例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具)			(p) 第95類の物品 (例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具) 及び第96類の物品 (例え ば、ボタン)				
<u>(q) 第96類の物品 (例えば、ボタン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びに乳 児用のおむつ及びおむつ中敷き)</u>			(新規)				
3~12 (省略)			3~12 (同左)				
号注			号注				
1及び2 (省略)			1及び2 (同左)				
3 第4805.11号において「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び 化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ(さらしてないものに限る。)の含 有量が全纖維重量の65%以上であり、かつ、CMT30(コルゲーテッド中芯試験で30分調 湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき 1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。			3 第4805.11号において「段ボール用中しん原紙(セミケミカルパルプ製のものに限る。) 」とは、さらしてないセミケミカルパルプ(広葉樹のものに限る。)の含有量が全纖維重量 の65%以上であり、かつ、CMT30(コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後)による圧 縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.8ニュートン を超えるロール状の紙をいう。				
4 第4805.12号には、主に機械的及び化学的工程の組合せにより得られたわらパルプから製 造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT30(コルゲーテッド中 芯試験で30分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方 メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。			4 第4805.12号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した 紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT30(コルゲーテッド中しん試 験で30分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メー トルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。				
5~7 (省略)			5~7 (同左)				
48.05	その他の紙及び板紙(塗布しないものでロール状又は シート状のものに限るものとし、この類の注3に規定す る加工のほかに更に加工をしたものを除く。)		48.05	その他の紙及び板紙(塗布しないものでロール状又は シート状のものに限るものとし、この類の注3に規定す る加工のほかに更に加工をしたものを除く。)			

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
4805.11	000	- 段ボール用中芯原紙 - - セミケミカルパレブ製の段ボール用中芯原紙	M T	4805.11	000	- 段ボール用中しん原紙 - - セミケミカルパレブ製の段ボール用中しん原紙		MT	
4805.12	000	- - わらパレブ製の段ボール用中芯原紙	K G	4805.12	000	- - わらパレブ製の段ボール用中しん原紙		K G	
4805.19		(省略)		4805.19		(同左)			
4805.93				4805.93					
48.08		コルゲート加工をし(平らな表面紙を貼りつけてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。)		48.08		コルゲート加工をし(平らな表面紙を貼りつけてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。)			
4808.10		(省略)		4808.10		(同左)			
4808.40	000	- クラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)	K G	4808.20	000	- 重袋用クラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)		K G	
				4808.30	000	- その他のクラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)		K G	
4808.90		(省略)		4808.90		(同左)			
48.14		壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー(削除)		48.14		壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー- イングレインペーパー		K G	
4814.20		(省略)		4814.20		(同左)			
4814.90		(省略)		4814.90		(同左)			

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
48.18	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品			48.18	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、 <u>乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシーツ</u> その他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品		
4818.10	(省略)			4818.10	(同左)		
4818.30	(削除)			4818.30			
4818.50	(省略)			4818.40	<u>-生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品</u>		K G
4818.90	(省略)			4818.50	(同左)		
				4818.90	(同左)		

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第11部 紡織用繊維及びその製品			第11部 紡織用繊維及びその製品				
注			注				
1 この部には、次の物品を含まない。			1 この部には、次の物品を含まない。				
(a)~(t) (省略)			(a)~(t) (同左)				
(u) 第96類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、 <u>タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き</u> ）			(u) 第96類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー <u>及び</u> <u>タイプライターリボン</u> ）				
(v) (省略)			(v) (同左)				
2~6 (省略)			2~6 (同左)				
7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。			7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。				
(a)及び(b) (省略)			(a)及び(b) (同左)				
(c) <u>特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。）</u>			(新規)				
(d) (省略)			(c) (同左)				
(e) (省略)			(d) (同左)				
(f) (省略)			(e) (同左)				
(g) (省略)			(f) (同左)				
8~14 (省略)			8~14 (同左)				
第56類 ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品			第56類 ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品				
注			注				
1 この類には、次の物品を含まない。			1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)~(e) (省略)			(a)~(e) (同左)				
(f) <u>第96.19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中</u>			(新規)				

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
<u>敷きその他これらに類する物品</u> 2~4 (省略)			2~4 (同左)		
56.01  5601.21 ↓ 5601.30	紡織用纖維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用纖維(フロック)、紡織用纖維のダスト及びミルネット (削除)  (省略)		56.01  5601.10 ↓ 5601.21 ↓ 5601.30	紡織用纖維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用纖維(フロック)、紡織用纖維のダスト及びミルネット -生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品(ウォッディング製のものに限る。) (同左)	K G

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

		新				旧			
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
58.01		パイル織物及びシェニール織物(第58.02項又は第58.06項の織物類を除く。)			58.01		パイル織物及びシェニール織物(第58.02項又は第58.06項の織物類を除く。)		
5801.10		(省略) - 編製のもの			5801.10		(同左) - 編製のもの		
5801.21		(省略)			5801.21		(同左)		
5801.23		(削除)			5801.23				
5801.26		(削除) (省略)			5801.24	000	<u>- -たてパイル織物(パイルを切つないものに限る。)</u> ↓		
<u>5801.27</u>	<u>000</u>	<u>- -たてパイル織物</u> - 人造繊維製のもの	<u>SM</u>	<u>KG</u>	<u>5801.25</u>	<u>000</u>	<u>- -たてパイル織物(パイルを切つたものに限る。)</u> (同左) (新規)	<u>SM</u>	<u>KG</u>
5801.31		(省略)			5801.31		- 人造繊維製のもの		
5801.33		(削除)			5801.31		(同左)		
5801.36		(削除) (省略)			5801.33				
<u>5801.37</u>	<u>000</u>	<u>- -たてパイル織物</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	<u>5801.34</u>	<u>000</u>	<u>- -たてパイル織物(パイルを切つないものに限る。)</u> ↓	<u>SM</u>	<u>KG</u>
5801.90		(省略)			<u>5801.35</u>	<u>000</u>	<u>- -たてパイル織物(パイルを切つたものに限る。)</u> (同左) (新規)	<u>SM</u>	<u>KG</u>
					5801.36		(同左)		
					5801.90		(同左)		

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)				
注 1~5 (省略) 6 第61.11項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。 (b) (省略) 7~10 (省略)			注 1~5 (同左) 6 第61.11項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、 <u>乳児用のおむつを含む。</u> (b) (同左) 7~10 (同左)				

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)			第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)				
注 1~3 (省略) 4 第62.09項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。 (b) (省略) 5~9 (省略)			注 1~3 (同左) 4 第62.09項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。 (b) (同左) 5~9 (同左)				
62.11 6211.11 ↓ 6211.39	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類  - その他の女子用の衣類 (削除)  (省略)		62.11 6211.11 ↓ 6211.39  6211.41 6211.42 ↓ 6211.49	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類  - その他の女子用の衣類 - - 羊毛製又は綿・羊毛製のもの  (同左)	NO KG		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
63.06	ターポリン及び日よけ、テント、帆(ポート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品  (省略)  <u>6306.90</u> <u>000</u> - その他のもの		<u>K G</u>	63.06 6306.12 6306.40 <u>6306.91</u> <u>000</u> <u>6306.99</u> <u>000</u>	ターポリン及び日よけ、テント、帆(ポート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品  (同左)  <u>- その他のもの</u> <u>- 編製のもの</u> <u>- - 他の紡織用繊維製のもの</u>		<u>K G</u> <u>K G</u>
6306.12 } 6306.40 <u>6306.90</u> <u>000</u>							

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

		新				旧			
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
64.02	000	その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)	P R	64.02	000	その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)	P R		
6402.12		(省略)		6402.12		(同左)			
6402.19		(省略)		6402.19		(同左)			
6402.20		- 履物(甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。)		6402.20		- 履物(甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。)			
6402.91		(省略)		6402.91		(同左)			
6402.99		(省略)		6402.99		(同左)			
64.06		履物の部分品(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。)及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品		64.06		履物の部分品(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。)及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品			
6406.10		(省略)		6406.10		(同左)			
6406.20		(省略)		6406.20		(同左)			
<u>6406.90</u>	<u>100</u>	<u>- その他のもの</u>	<u>K G</u>	<u>6406.91</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u>	<u>K G</u>		
		<u>- - 木製のもの</u>		<u>6406.99</u>	<u>000</u>	<u>- - 木製のもの</u>			
	<u>900</u>	<u>- - その他の材料製のもの</u>				<u>- - その他の材料製のもの</u>			

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
65.05 6505.00 000	帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用纖維の織物類(ストリップのものを除く。)から作つたものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)	D Z	K G	65.05 6505.10 000 6505.90 000	帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用纖維の織物類(ストリップのものを除く。)から作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。) - ヘアネット - その他のもの	D Z D Z	K G K G

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
68.11	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品 その他これらに類する製品  (省略)  - 石綿を含有しないもの			68.11	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品 その他これらに類する製品  (同左)  - 石綿を含有しないもの		
6811.40				6811.40			
6811.81				6811.81			
6811.82				6811.82			
6811.89				6811.83	000	<u>- 管及び管用継手</u>	M.T
				6811.89		(同左)	

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金 属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣			第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金 属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
注			注		
1及び2 (省略)			1及び2 (同左)		
3 この類には、次の物品を含まない。			3 この類には、次の物品を含まない。		
(a)~(d) (省略)			(a)~(d) (同左)		
(e) 第42類の注3(B)に該当する第42.02項又は第42.03項の製品			(e) 第42類の注2(B)に該当する第42.02項又は第42.03項の製品		
(f)~(p) (省略)			(f)~(p) (同左)		
4~11 (省略)			4~11 (同左)		

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
73.06	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）			73.06	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
7306.11	(省略)			7306.11	(同左)		
7306.29				7306.29			
7306.30	- その他の溶接管（ <u>鉄製</u> 又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）			7306.30	- その他の溶接管（ <u>鉄鋼</u> 又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		
7306.40	(省略)			7306.40	(同左)		
7306.90				7306.90			
73.19	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品			73.19	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品		
<u>7319.40</u>	<u>000</u>	<u>- 安全ピンその他のピン</u>	<u>K G</u>	<u>7319.20</u>	<u>000</u>	<u>- 安全ピン</u>	<u>K G</u>
				<u>7319.30</u>	<u>000</u>	<u>- その他のピン</u>	<u>K G</u>
7319.90	(省略)			7319.90		(同左)	

## 輸出統計品目表改正

## 平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
74.18	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）		74.18	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）			
7418.10	<u>000</u>	<u>- 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品</u>	<u>K G</u>	<u>7418.11</u>	<u>000</u>	<u>- 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品</u>	<u>K G</u>
7418.20	(省略)		7418.19	000	7418.20	(同左)	<u>- - 瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品</u>
							<u>- - その他のもの</u>

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
76.15				76.15	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッキングパッド、ポリッキンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）		
7615.10	<u>000</u>	<u>- 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッキングパッド、ポリッキンググラブその他これらに類する製品</u>	<u>K G</u>	7615.11	<u>- 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッキングパッド、ポリッキンググラブその他これらに類する製品</u>	<u>000</u>	<u>K G</u>
7615.20	(省略)			7615.19	<u>- - 瓶洗い、ポリッキングパッド、ポリッキンググラブその他これらに類する製品</u>	<u>000</u>	<u>K G</u>
				7615.20	<u>- - その他のもの</u>		
					(同左)		

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

		新				旧			
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
82.01		手道具(スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。)			82.01		手道具(スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。)		
8201.10		(省略)			8201.10		(同左)		
8201.30		(削除)			8201.20	000	- フォーク	D Z	K G
8201.90		(省略)			8201.30		(同左)		
82.05		手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの			82.05		手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの		
8205.10		(省略)			8205.10		(同左)		
8205.70		(削除)			8205.70				
8205.90	000	- <u>その他のもの(この項の二以上の号の製品をセットにしたもの</u> を含む。)	K G		8205.80	000	- <u>金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの</u>	K G	K G
					8205.90	000	- <u>手道具又は手工具のセット(この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限る。)</u>		

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧					
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位			
第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品								
<b>注</b>								
1 (省略)								
2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。								
(a)～(e) (省略)								
第84.22項には、次の物品を含まない。								
(a)及び(b) (省略)								
また、第84.24項には、次の物品を含まない。								
(a) インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）								
(b) ウオータージェット切断機械（第84.56項参照）								
3～9 (省略)								
<b>号注</b>								
1 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものという。								
2 (省略)								
84.52	ミシン（第84.40項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー		84.52	ミシン（第84.40項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー				
8452.10			8452.10					
↓			↓					
8452.30	(省略)		8452.30	(同左)				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
8452.90	(削除) - ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品 - - ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部 分品 - - ミシンのその他の部分品 - - - 家庭用ミシンのもの - - - その他のもの - - - ボビンケース - - - かま - - - その他のもの		8452.40 000 8452.90	- ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品 - ミシンのその他の部分品 - - 家庭用ミシンのもの - - その他のもの - - - ボビンケース - - - かま - - - その他のもの	KG
200		KG	100		KG
100		KG	910		NO KG
910		NO KG	920		NO KG
920		NO KG	990		KG
990		KG			
84.56	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化 学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマア ークを使用して材料を取り除くことにより加工する機 械及びウォータージェット切断機械		84.56	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化 学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマア ークを使用して材料を取り除くことにより加工する機 械	
8456.10	(省略)		8456.10		
8456.90			8456.90	(同左)	
84.79	機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、こ の類の他の項に該当するものを除く。)		84.79	機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、こ の類の他の項に該当するものを除く。)	
8479.10	(省略)		8479.10		
8479.60	- 旅客搭乗橋		8479.60	(同左) (新規)	

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		NO	KG			NO	KG
8479.71	000	- - 空港において使用する種類のもの			(新規)		
8479.79	000	- - その他のもの			(新規)		
8479.81				8479.81			
↓				↓			
8479.90		(省略)		8479.90	(同左)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧						
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位				
第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品										
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) (省略) (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置(第90.18項参照) (e) (省略) 2～9 (省略)										
85.07	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)			85.07	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)					
8507.10	(省略)			8507.10	(同左)					
8507.40				8507.40	(新規)					
8507.50	<u>000</u> -ニッケル・水素蓄電池	<u>NO</u>	<u>KG</u>	8507.80	-その他の蓄電池	<u>NO</u>	<u>KG</u>			
8507.60	<u>000</u> -リチウム・イオン蓄電池	<u>NO</u>	<u>KG</u>	100	-ニッケル・水素電池	<u>NO</u>	<u>KG</u>			
8507.80	<u>000</u> -その他の蓄電池	<u>NO</u>	<u>KG</u>	200	-リチウムイオン電池	<u>NO</u>	<u>KG</u>			
8507.90	(省略)			900	-その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>			
85.22	部分品及び附属品(第85.19項又は第85.21項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。)			8507.90	(同左)					
8522.10	(省略)			85.22	部分品及び附属品(第85.19項から第85.21項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。)					
				8522.10	(同左)					

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
8522.90	(省略)		8522.90	(同左)	
85.23	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。)		85.23	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。)	
8523.21	(省略)		8523.21	(同左)	
8523.29	(省略)		8523.29	(同左)	
	-光学媒体			-光学媒体	
8523.41	<u>000</u>	<u>--記録していないもの</u>	<u>8523.40</u>	<u>000</u>	<u>-光学媒体</u>
8523.49	<u>000</u>	<u>--その他のもの</u>	<u>NO</u>		
8523.51			8523.51		
↓	(省略)		↓	(同左)	
8523.80			8523.80		
85.28	モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		85.28	モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)	
8528.41			8528.41		
↓	(省略)		↓	(同左)	
8528.69	-テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		8528.69	-テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)	

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名		単位		
8528.71	(省略)			8528.71	(同左)				
8528.72	(省略)			8528.72	(同左)				
8528.73	- - その他のもの(モノクロームのものに限る。)			8528.73	- - その他のもの(白黒その他のモノクロームのものに限る。)				
100	- - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	NO		100	- - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	NO			
900	- - - その他のもの	NO		900	- - - その他のもの	NO			
85.40	熱電子管、冷陰極管及び光電管(例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したものの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管) - テレビジョン受像用陰極線管(ビデオモニター用陰極線管を含む。)			85.40	熱電子管、冷陰極管及び光電管(例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したものの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管) - テレビジョン受像用陰極線管(ビデオモニター用陰極線管を含む。)				
8540.11	(省略)			8540.11	(同左)				
8540.12	000 - モノクロームのもの	NO	K G	8540.12	000 - - <u>白黒その他のモノクロームのもの</u>	NO	K G		
8540.20	(省略)			8540.20	(同左)				
8540.40	000 - データ・グラフィックディスプレイ管(モノクロームのものに限る。)及びデータ・グラフィックディスプレイ管(カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。) (削除)	NO		8540.40	000 - データ・グラフィックディスプレイ管(カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。)	NO			
				8540.50	000 - <u>データ・グラフィックディスプレイ管(白黒その他のモノクロームのものに限る。)</u>	NO			
8540.60	(省略) - マイクロ波管(例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。)			8540.60	(同左) - マイクロ波管(例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。)				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
8540.71	(省略) (削除)		8540.71 8540.72 000 8540.79 8540.99	(同左) -- クライストロン (同左)	NO
8540.79 8540.99	(省略)		85.44	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)
8544.11 8544.30	(省略) - その他の電気導体(使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。) - - 接続子を取り付けてあるもの		8544.11 8544.30	(同左) - その他の電気導体(使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。) - - 接続子を取り付けてあるもの	
8544.42 100 200 900	- - - 通信用ケーブル - - - 電力用ケーブル - - - その他のもの	K G	8544.42 100 200 910 990 8544.49 100	- - - 通信用ケーブル - - - 電力用ケーブル - - - その他のもの - - - - 導体が銅のもの - - - - その他のもの - - その他のもの - - - 通信用ケーブル	K G K G <u>K G</u> <u>K G</u>
8544.49 100	- - その他のもの - - - 通信用ケーブル	K G			K G

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
8544.60	200 <u>900</u>  - その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。） - 電力用ケーブル <u>900</u>  (省略)	K G <u>K G</u>  K G <u>K G</u>	8544.60	200 <u>910</u> <u>990</u>  100 <u>910</u> <u>990</u>  8544.70	- - - 電力用ケーブル - - - その他のもの - - - 導体が銅のもの - - - その他のもの - その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。） - - 電力用ケーブル - - その他のもの - - - 導体が銅のもの - - - その他のもの  (同 左)	K G <u>K G</u>  K G <u>K G</u>	
8544.70							

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
87.14				87.14			
8714.10	000	部分品及び附属品(第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。) -モーターサイクル(モペットを含む。)のもの	KG	8714.11	000	部分品及び附属品(第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。) -モーターサイクル(モペットを含む。)のもの	KG
8714.20		(省略)		8714.19	000	-サドル -その他のもの	KG
				8714.20	000		KG
8714.99				8714.99		(同左)	

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
90.07		映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）			90.07		映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
<u>9007.10</u>	<u>000</u>	- 撮影機	<u>NO</u>	<u>K G</u>	<u>9007.11</u>	<u>000</u>	- 撮影機		
9007.20		(省略)			9007.19	<u>000</u>	- - 幅が16ミリメートル未満のフィルム又はダブル8ミリメートルフィルムを使用するもの	<u>NO</u>	<u>K G</u>
9007.92					9007.20		- - その他のもの	<u>NO</u>	<u>K G</u>
90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）			90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）		
<u>9008.50</u>	<u>000</u>	- 投影機、引伸機及び縮小機	<u>NO</u>	<u>K G</u>	<u>9008.10</u>	<u>000</u>	- スライド映写機	<u>NO</u>	<u>K G</u>
9008.90		(省略)			<u>9008.20</u>	<u>000</u>	-マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができるかできないかを問わない。）	<u>NO</u>	<u>K G</u>
					<u>9008.30</u>	<u>000</u>	- その他の投影機	<u>NO</u>	<u>K G</u>
					<u>9008.40</u>	<u>000</u>	- 写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	<u>NO</u>	<u>K G</u>
					9008.90		(同左)		

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
91.09		その他の時計用ムーブメント(完成品に限る。)			91.09		その他の時計用ムーブメント(完成品に限る。)		
<u>9109.10</u>	<u>000</u>	- 電気式のもの	<u>NO</u>	<u>K G</u>	<u>9109.11</u>	<u>000</u>	- 電気式のもの	<u>NO</u>	<u>K G</u>
9109.90		(省略)			<u>9109.19</u>	<u>000</u>	- - 目覚まし時計のもの	<u>NO</u>	<u>K G</u>
91.14		その他の時計の部分品			9109.90		- - その他のもの		
9114.10		(省略)			91.14		(同左)		
9114.30		(削除)			9114.10		その他の時計の部分品		
{		(省略)			<u>9114.20</u>	<u>000</u>	(同左)		
9114.90					9114.30		- 石		<u>K G</u>
					{		(同左)		
					9114.90				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
92.05	吹奏楽器（例えば、 <u>鍵盤</u> のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。） (省 略) (省 略)			92.05	その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ） (同 左) (同 左)		
9205.10		9205.10		9205.90			
9205.90							

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名		単位	
			NO	KG			NO	KG		
93.01		軍用の武器（拳銃及び第93.07項の武器を除く。） - 火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	NO	KG	93.01		軍用の武器（けん銃及び第93.07項の武器を除く。） - 火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）		NO	KG
9301.10	000				9301.11	000	- - 自走式のもの		NO	KG
9301.20		（省略）			9301.19	000	- - その他のもの		NO	KG
9301.90		（省略）			9301.20		（同左）			
93.05		第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品			9301.90		（同左）			
9305.10		（省略）			93.05		第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品			
9305.20	000	- 第93.03項の散弾銃又はライフルのもの		KG	9305.10		（同左）		K G	
9305.91		（省略）			9305.21	000	- 第93.03項の散弾銃又はライフルのもの		K G	
9305.99		（省略）			9305.29	000	- - 散弾銃の銃身 - - その他のもの		K G	
					9305.91		（同左）			
					9305.99		（同左）			

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物		第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物		
<b>注</b>					
1	この類には、次の物品を含まない。		1	この類には、次の物品を含まない。	
(a)～(f)	（省略）		(a)～(f)	（同左）	
(g)	第85.18項の機器の部分品（第85.18項参照）、第85.19項若しくは第85.21項の機器の部分品（第85.22項参照）又は第85.25項から第85.28項までの機器の部分品（第85.29項参照）として、特に設計した家具		(g)	第85.18項の機器の部分品（第85.18項参照）、第85.19項から第85.21項までの機器の部分品（第85.22項参照）又は第85.25項から第85.28項までの機器の部分品（第85.29項参照）として、特に設計した家具	
(h)～(l)	（省略）		(h)～(l)	（同左）	
2	第94.01項から第94.03項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。 ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。		2	第94.01項から第94.03項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。 ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。	
(a)	食器棚、本箱その他の棚付き家具（单一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）及びユニット式家具		(a)	食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具	
(b)	（省略）		(b)	（同左）	
3及び4	（省略）		3及び4	（同左）	

## 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品				
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(l) (省略) (m) 液体ポンプ(第84.13項参照)、液体又は気体のろ過機及び清浄機(第84.21項参照)、電動機(第85.01項参照)、トランスフォーマー(第85.04項参照)、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録してあるかないかを問わない。)(第85.23項参照)、無線遠隔制御機器(第85.26項参照)並びにコードレス赤外線遠隔操作装置(第85.43項参照)			注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(l) (同左) (m) 液体ポンプ(第84.13項参照)、液体又は気体のろ過機及び清浄機(第84.21項参照)、電動機(第85.01項参照)、トランスフォーマー(第85.04項参照)並びに無線遠隔制御機器(第85.26項参照)				
(n)~(v) (省略) 2~5 (省略)			(n)~(v) (同左) 2~5 (同左)				
号注 1 第9504.50号には、次の物品を含む。 (a) ビデオゲーム用のコンソール(テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。) (b) ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器(携帯用であるかないかを問わない。) この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器(第9504.30号参照)を含まない。			(新規)				
95.04	ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。) (削除) (省略)		95.04	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。) <u>-テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム</u> (同左)			
9504.20			9504.10	000	KG		
			9504.20				

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
9504.30	000	- その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トーケンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用自動装置を除く。）  (省 略)	NO	K G	9504.30	000	- その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トーケンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）  (同 左)	NO	K G
9504.40		<u>- ビデオゲーム用のコンソール又は機器（第 9504.30 号の物品を除く。）</u>			9504.40		<u>(新 規)</u>		
9504.50	100	<u>- - テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム</u> <u>- - その他のもの</u>		K G					
	910	<u>- - - 電子式ゲーム用具（電池内蔵式のもの）</u>	NO	K G					
	990	<u>- - - その他のもの</u>	NO	K G					
9504.90	000	<u>- その他のもの</u>	NO	K G	9504.90		<u>- その他のもの</u> <u>- - 電子式ゲーム用具（電池内蔵式のもの）</u> <u>- - その他のもの</u>	NO	K G
					100			NO	K G
					900			NO	K G

# 輸出統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
96.08	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）			96.08	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）		
9608.10	(省略)			9608.10	(同左)		
9608.20	(省略)			9608.20	(同左)		
<u>9608.30</u>	<u>000</u> <u>- 万年筆その他のペン</u>		<u>NO</u>	<u>9608.31</u>	<u>000</u> <u>- 万年筆その他のペン</u>		<u>NO</u>
9608.40	(省略)			<u>9608.39</u>	<u>000</u> <u>- 製図用のペン（墨汁を使用するものに限る。）</u>		<u>NO</u>
9608.40 ↓				<u>9608.40</u>	<u>000</u> <u>- - その他のもの</u>		<u>NO</u>
9608.99				9608.40 ↓		(同左)	
96.18				9608.99			
9618.00	(省略)			96.18		(同左)	
<u>96.19</u>				9618.00		(新規)	
<u>9619.00</u>	<u>000</u> <u>生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>				